

伊勢湾再生行動計画

人と森・川・海の連携により

健全で活力ある伊勢湾を再生し、

次世代に継承する

平成 19 年 3 月

伊 勢 湾 再 生 推 進 会 議

伊勢湾再生行動計画のスローガン

～人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、次世代に継承する～

伊勢湾流域圏においては、より良い水循環のもと、多様な生物が生息・生育できる“健全な伊勢湾”、産業物流拠点としての優れた機能を活かしながら、人々が集まり、安全で憩いや安らぎを感じられる“活力ある伊勢湾”を再生するため、沿岸域だけでなく、広く流域圏の“人と森・川・海”が連携して伊勢湾再生に取り組んでいくとともに、これらの取り組みを継続していくことが大切だと考えています。

伊勢湾（狭義）・伊勢湾・伊勢湾流域・伊勢湾流域圏の定義

伊勢湾再生行動計画（以下「本行動計画」という。）で言う「伊勢湾」の範囲とは、三重県大王崎と愛知県伊良湖岬を結ぶ、北側の海域とし、「伊勢湾流域」とは、伊勢湾に流入する河川の集水域となっている陸域とする。

「伊勢湾（狭義）」とは、三河湾を含まない伊勢湾のみと定義する。

「伊勢湾」とは、伊勢湾（狭義）及び三河湾と定義する。

「伊勢湾」とは海域のみ、「伊勢湾流域」とは陸域のみを示す。

「伊勢湾流域圏」とは、伊勢湾及び伊勢湾流域と定義する。

モニタリングの定義

モニタリングとは環境監視、継続的な調査を示す。



目 次

I. 行動計画策定の背景と目的	1
1. 行動計画策定の背景	1
2. 行動計画の目的	1
II. 伊勢湾流域圏の現状	2
1. 伊勢湾流域圏の一般的特性	2
2. 伊勢湾の環境特性	8
3. まとめ	19
III. 伊勢湾再生に向けての目標	20
1. スローガン	20
2. 目標	20
3. 基本方針	21
4. 推進体制	22
5. 計画期間	22
IV. 目標達成のための施策	23
1. 施策の実施方針	23
2. 陸域における負荷削減施策	23
3. 海域における環境改善施策	29
4. 多様な主体による協働・連携	33
5. 伊勢湾再生のためのモニタリング	36
6. 伊勢湾再生に向けた施策のまとめ	38
7. 伊勢湾再生に向けて各機関が実施する施策	43
V. 行動計画のフォローアップ	76

1. 行動計画策定の背景と目的

1. 行動計画策定の背景

伊勢湾流域圏は、国土の中央部に位置する地理的条件や交通条件、豊富な土地・水資源に恵まれ、名古屋市を中心とする大都市圏を形成するとともに、製造業をはじめとする産業技術の中核圏域として発展してきた。今後も中部地方が持続的な発展を続けるうえで「モノづくり」をはじめ産業の国際競争力の強化が求められるとともに、国際社会から見た中部地方の魅力の向上と交流・観光の強化、災害に強い地域づくり、誰もが生き生きと暮らせる生活空間の創出、生物の生息・生育環境や緑の保全、農山漁村地域の活力の向上等、更なる発展が求められており、伊勢湾流域圏の果たす役割は大きい。

その一方で伊勢湾は、急速な経済発展による環境への負の影響を受け、水質汚濁の慢性化、生態系への影響が懸念されている。

そのため、近年では、環境に配慮しつつ、社会的、経済的な発展を続ける「持続可能な発展」が求められるようになっており、産業・物流機能の維持・高度化、防災、漁業等に配慮しつつ、伊勢湾の良好な環境の実現を目指した伊勢湾再生のあり方が問われている。

これまで、伊勢湾の再生に関する計画として、以下に示す指針等が策定され、伊勢湾の再生に向けた取り組みが行われてきた。

- ・ 「伊勢湾下水道整備総合計画」
(伊勢湾下水道整備総合計画調査協議会 1997年(平成9年)3月)
- ・ 「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」
(岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市 2000年(平成12年)8月)
- ・ 「伊勢湾再生ビジョン策定調査報告書」(三重県 2001年(平成13年)3月)
- ・ 「伊勢湾環境創造基本構想」(中部地方整備局 2004年(平成16年)3月)

しかし、依然として赤潮、苦潮(青潮、以下「苦潮」という。) 貧酸素水塊の発生、干潟、浅場、藻場の減少、自然海岸の減少等の問題が多く残されている。そのため、今後も伊勢湾流域圏の持続的な発展を目指し、伊勢湾の環境改善に向けた産官学と沿岸域及び流域の人々、NPOによる取り組みを継続していく必要がある。

また、全国的な動きとしては、2001年(平成13年)12月に都市再生プロジェクト第三次決定により、「海の再生」が位置付けられている。

このような状況を受け、2006年(平成18年)2月2日に関係省庁及び関係地方公共団体等が「伊勢湾再生推進会議」を設立し、伊勢湾再生のための行動計画の策定及びフォローアップに取り組むこととした。

2. 行動計画の目的

伊勢湾再生の目標(伊勢湾のあるべき姿の実現)を掲げ、これを実現するための基本方針を定め、伊勢湾流域圏の産官学と沿岸域及び流域の人々、NPO等の多様な主体が協働・連携を図りつつ、今後10年間を対象期間とし、この目標の達成へ向けた仕組みの構築と取り組みを推進することを目的とする。

II．伊勢湾流域圏の現状

1．伊勢湾流域圏の一般的特性

(1)伊勢湾の地形・海水流動の状況

伊勢湾の水域面積は約 2,300km²、平均水深は約 17m であり、中央部が盆状で約 20km の狭い湾口部に島嶼^{とうしょ}が存在することから外海との海水交換が少ない特性を持ち、汚濁物質が蓄積しやすい閉鎖性の海域である。そのうち伊勢湾（狭義）の平均水深は約 20m であり、中心部で水深約 35m、湾口部で最大水深約 100m である。一方、三河湾の水深は知多半島南部先端と日間賀島の間が最も深く水深約 35m、平均水深は約 9m であり、水深 20m 以浅が大部分を占める。また、伊勢湾の年間流入量（約 200 億 m³）は容積（約 394 億 m³）の半分以上である。（表 1）

伊勢湾の海岸形態は、半自然海岸¹⁾及び人工海岸¹⁾が多く、自然海岸¹⁾は主に伊勢・志摩地域に存在している。（図 1，自然海岸の延長は表 1）。これら半自然海岸または人工海岸の多くは、湾奥部に立地する港湾における埋立等の開発ならびに高潮等に対する保全対策等により形成されたものである。

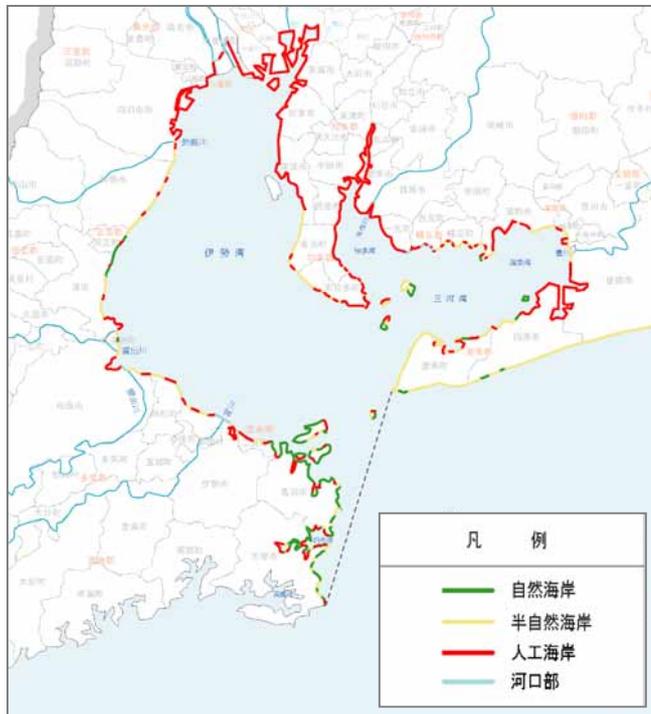
伊勢湾の海水流動は、伊勢湾（狭義）では南部に反時計回りの環流、北部で時計回りの環流が卓越し、三河湾においても下層に反時計回りの環流が形成される等、海水が滞留しやすい流況が形成されている。

1)半自然海岸：道路、護岸、消波ブロック等の人工構造物で海岸（汀線）の一部に人工が加えられているが、潮間帯においては、自然の状態を保持している海岸。（海岸（汀線）に人工構造物がない場合でも、海域に離岸堤等の構造物がある場合は、半自然海岸とする。）

人工海岸：港湾、埋立、浚渫、干拓等により著しく人工的につくられた海岸等、潮間帯に人工構造物がある海岸。

自然海岸：海岸（汀線）が人工によって改変されないで自然の状態を保持している海岸。（海岸（汀線）に人工構造物がない海岸）

環境省による定義



資料) 運輸省第五港湾建設局：平成 9 年度 伊勢湾環境基本構想調査報告書，1998.の図を基に作成

図 1 伊勢湾沿岸部における海岸形態

表 1 三大湾の概要

区分	項目	適用	単位	東京湾	伊勢湾		大阪湾
					伊勢湾 (狭義)	三河湾	
陸 域	流域面積	総量規制地域	km ²	7,597	16,191		5,766
	人口	総量規制地域	人	26,296	10,516		15,355
	海岸線延長		km	820.4	824.6		264.8
	うち 自然海岸		km (%)	64.9km (7.9%)	111.0km (13.5%)		21.9km (8.3%)
	埋立面積	1945年8月 ～1991年3月	km ²	157	79		85
	年間流入量	一級河川平水 の合計値	億 m ³	86	200		87
	ゼロメートル 地帯	朔望平均 満潮位以下	km ²	116	336		124
	山林の割合		%	21	62		53
	農地の割合		%	15	12		11
海 域	水域面積		km ²	1,380	2,342 ----- 1,738 604		1,447
	平均水深		m	45	17 ----- 20 9		30
	容積		億 m ³	621	394 ----- 339 55		440
	流域面積 /水域面積		-	5.5	6.9		4.0
	年間流入量 /容積		-	0.14	0.51		0.20

資料) 流量年表(社)日本河川協会
発生負荷量等算定調査報告書(H12年度 環境省)
平成9年度 第5回自然環境保全基礎調査(環境庁自然保護局)
海岸統計(平成13年度版) 2002 国土交通省河川局編
平成14年度 瀬戸内海の環境保全資料集(2002)(社)瀬戸内海環境保全協会
大阪湾環境図説 (1996) 運輸省第三港湾建設局

(2)伊勢湾流域・沿岸域の状況

<流域の構成>

伊勢湾流域は4県(長野県、岐阜県、愛知県、三重県)にわたり、流域面積は約16,200km²である。北は飛騨高地、東は木曾山脈、三河高地、南は紀伊山地、西は鈴鹿山脈、布引山地等に囲まれ、その内側に濃尾平野、伊勢平野、岡崎平野、豊川平野等の平地が広がっている。これらの平地を形成した木曾三川を含む主要な河川(一級河川10水系)の平均年間流入量は約200億m³である。(表1, 図2)

<土地利用>

平野部には名古屋市、岐阜市を中心とした地域や、沿岸部の四日市市、津市、伊勢市、豊橋市等に住宅地や商業地が形成されている。総人口は約1,100万人であり、東京圏、大阪圏と並ぶ三大都市圏に位置づけられている。

流域の土地利用状況は、山林62%、農地(田・畑・果樹園)12%、その他の土地26%であり、東京湾、大阪湾に比べ森林・農地の面積の割合が大きいことが特徴である。(表1)

<歴史>

古くから、本州の中央部に位置する地理的条件と広大な平地と豊富な水資源、海と陸をつなぐ水運の発達等により、多くの人々を引きつける場として発展してきた。伊勢湾の開発は、江戸時代末期から、濃尾平野の輪中地帯等の干拓や埋立等、湾奥部を中心に進められてきた。昭和30年代以降の高度経済成長期になると、名古屋市を中心とした地域における住宅・商業地や、名古屋港、四日市港、三河港、衣浦港等の臨海部における工業地帯の開発や物流機能の強化により、日本の三大都市圏として急速な発展を遂げ、日本の高度経済成長を支えてきた。

<産業>

伊勢湾流域圏は「モノづくり産業」という言葉に代表されるように、製造業を中心とした世界的な先端技術が集積している。伊勢湾の流域面積は、全国土面積の4%であるが、GRP(地域内総生産)は約64兆円でわが国の約13%²⁾の規模を有し、特に製造品出荷額については67兆円とわが国の約24%³⁾を占め、日本の経済・産業を牽引するとともに世界経済の一翼を担っている。

最近では、2005年(平成17年)の中部国際空港の開港や「愛・地球博」の開催等、国際的な事業の展開を続けている。

2) 中部4県(静岡県、岐阜県、愛知県、三重県)の合計値の割合 内閣府「県民経済計算年報」(2003)

3) 中部4県(静岡県、岐阜県、愛知県、三重県)の合計値の割合 経済産業省 工業統計表(2004)



图 2 伊勢湾流域圈图

(3)伊勢湾の利用状況

伊勢湾は船舶の航行、漁業生産、海洋性レクリエーション等、多様な利用がなされている。

< 港湾 >

伊勢湾は、「モノづくり」中部の産業集積を支える重要な物流拠点として、2つの特定重要港湾（名古屋港、四日市港）と3つの重要港湾（三河港、衣浦港、津松阪港）を有している。これらの特定重要港湾、重要港湾における2004年（平成16年）の取扱貨物量は、自動車等の金属機械工業品や化学工業品等を中心に約3億トン、入港船舶隻数は約10万隻であり、国内外へ貨物を輸送する大小様々な船舶が航行している。

< 漁業 >

伊勢湾は、大小67の漁港を有し、港湾区域を除くほとんどの沿岸部に共同漁業権、区画漁業権が免許されており、アサリ類、エビ・カニ類等を対象とした沿岸漁業、ノリ・ワカメ養殖等の海面養殖業が行われている。愛知県及び三重県の漁業経営体数は、いずれも1960年から1965年（昭和35年から40年）頃以降、減少傾向にあり、現在はピーク時の半数以下まで減少している。

< レクリエーション・観光 >

伊勢湾全域にわたりマリーナ、ヨットハーバーが分布しており、特に伊勢市、知多半島東岸部及び幡豆町から蒲郡市にかけての海岸部に多く立地している。

さらに、海水浴場は名古屋港等の物流・産業用地を除くほとんどの海岸部、また潮干狩り場は、桑名市から伊勢市にかけての海岸部、知多半島、幡豆町から蒲郡市にかけての海岸部にあり、伊勢湾は多様な海洋性レクリエーションに利用されている。

観光地は、伊勢志摩国立公園、三河湾国定公園に指定されている公園のほか、様々な観光・文化施設が全域にわたり立地している。

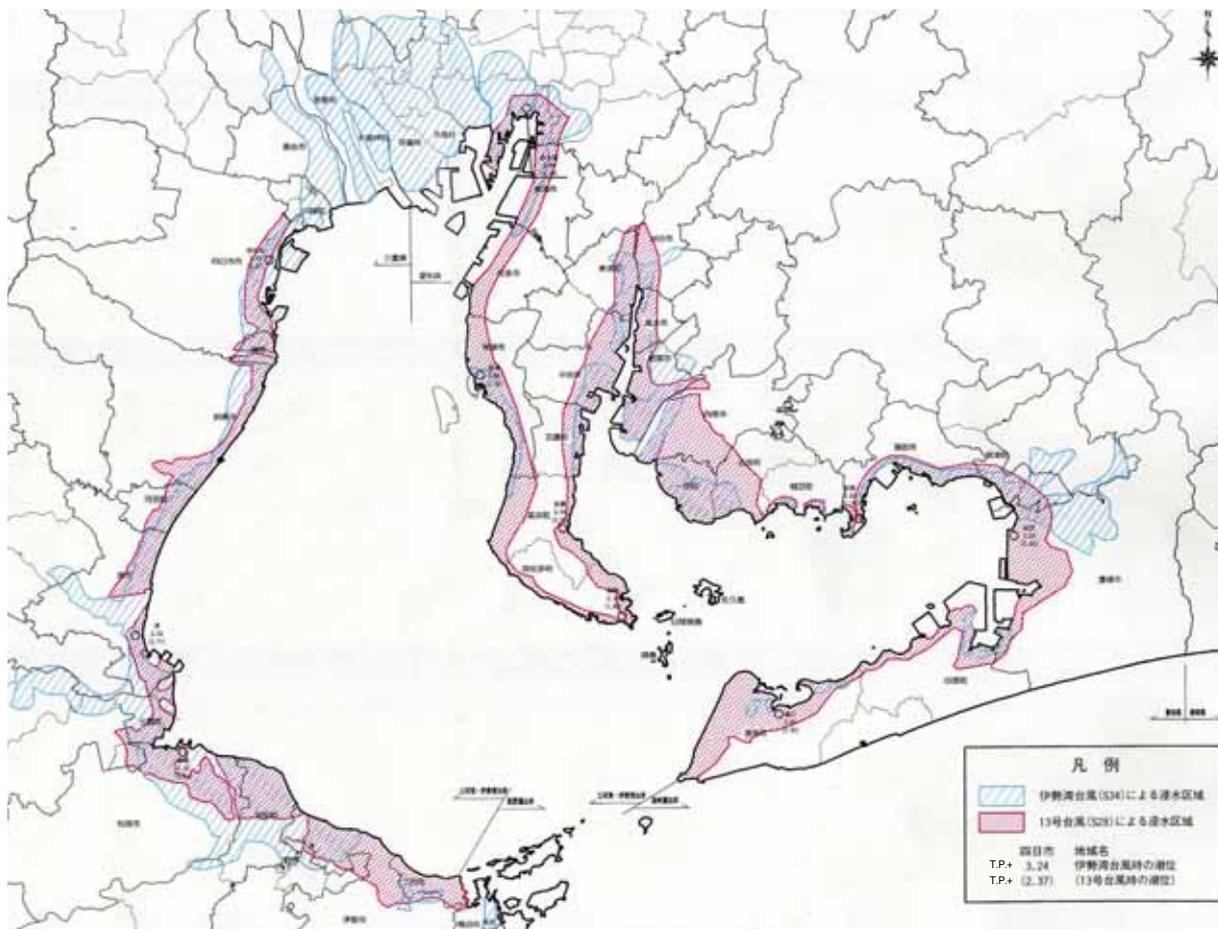
(4) 海岸等保全の状況

伊勢湾沿岸域はわが国最大のゼロメートル地帯⁴⁾である濃尾平野を中心に、昔から台風・高潮・津波等の海岸災害に見舞われてきた。1944年(昭和19年)の東南海地震、1946年(昭和21年)の南海地震による地震・津波災害、そして1953年(昭和28年)に来襲した台風13号は沿岸域に被害を与え、その復旧工事を皮切りに海岸災害から背後の人命や財産を守るための高潮対策事業が開始された。

さらに、1959年(昭和34年)に来襲した伊勢湾台風は、再び沿岸域に大きな被害をもたらすこととなり、伊勢湾の湾奥部では越波・破堤により未曾有の大災害となった。(図3)台風13号、伊勢湾台風による沿岸域での甚大な被害を契機に、海岸堤防や河口部の高潮堤防が築造された。

現在、沿岸域に設置されている海岸堤防は、1953年(昭和28年)の台風13号以降の高潮対策事業等(1953から1963年(昭和28から38年))により築造されたものが大半であり、築造後50年近くが経過している。そのため、空洞化やひび割れ、磨耗等の護岸の老朽化による施設としての機能低下、また、高潮や地震発生後における台風の襲来等の複合災害時における保全施設としての機能低下が懸念され対策が進められている。また、複合型災害防災実働訓練等のソフト対策も実施している。

4) ゼロメートル地帯：朔望平均満潮位より低い地域



資料) 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

図3 1953年(昭和28年)台風13号及び1959年(昭和34年)伊勢湾台風時の浸水区域

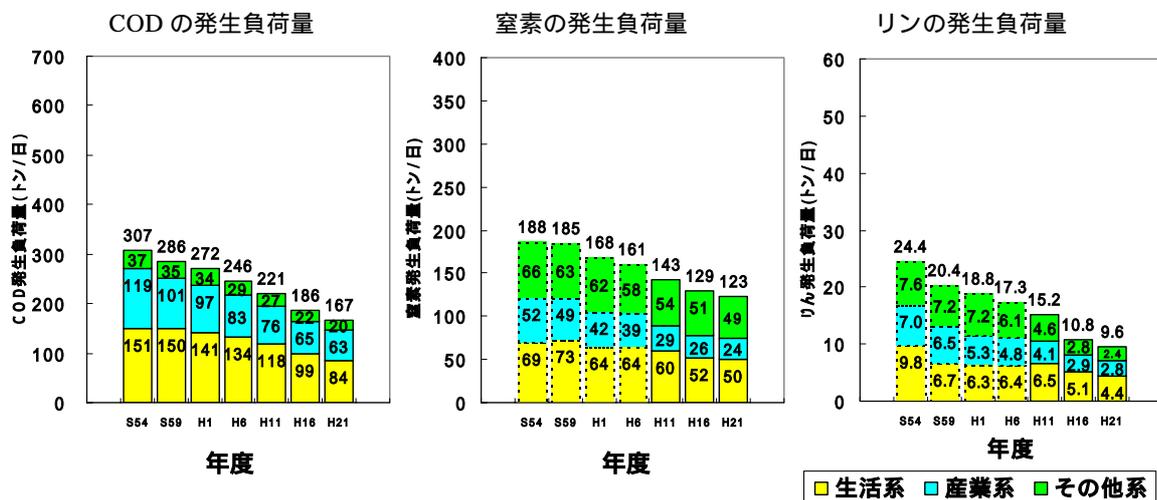
2. 伊勢湾の環境特性

(1) 汚濁負荷量の状況

伊勢湾には多くの流入河川（1級河川 10 水系）が存在し、これを通じて有機物や窒素・リン等の栄養塩類が流入している。

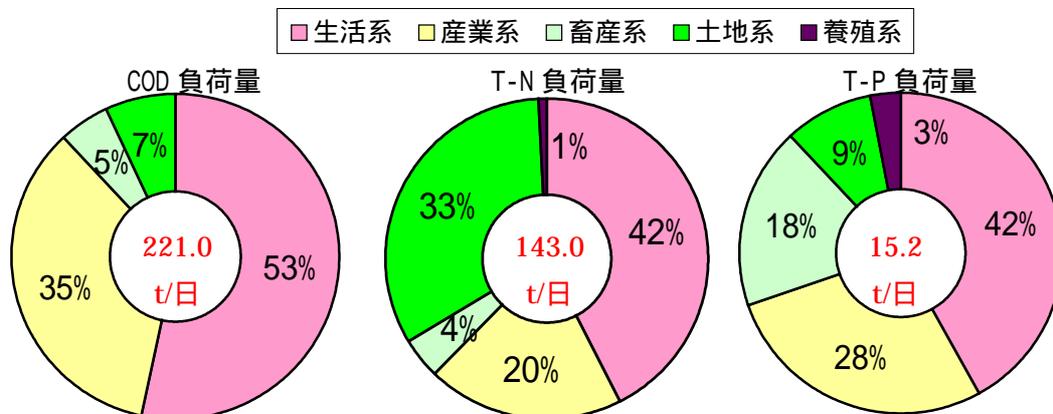
伊勢湾に流入する汚濁負荷量は、伊勢湾流域を包含する 4 県の人口推移とともに、1960 年（昭和 35 年）代以降、緩やかな増加傾向にあると考えられる。しかし、算定データが得られている 1980 年（昭和 55 年）頃より、汚濁負荷量は化学的酸素要求量（COD）・全窒素（T-N）・全リン（T-P）ともに継続的に減少しており、総量規制等の汚濁負荷削減対策が効果を発揮していると思われる。

近年の主要な河川の水質は、良好な状態に維持されているものの、2004 年（平成 16 年）度の COD 流入汚濁負荷量は 1979 年（昭和 54 年）度の汚濁負荷量と比較して、東京湾ではほぼ半減しているのに対し、伊勢湾は約 4 割程度の減少にとどまっている。また、1999 年（平成 11 年）度における COD の発生源別の負荷量は、生活系が 53%、産業系が 35%、畜産系が 5%、土地系が 7% となっている。同様に T-N は、生活系が 42%、産業系が 20%、畜産系が 4%、土地系が 33%、T-P では、生活系 42%、産業系 28%、畜産系 18%、土地系 9% となっている。（図 5）



出典) 発生負荷量管理等調査（環境省）及び関係都府県による推計結果。
備考) 点線の棒グラフは、関係都府県による推計値。平成 21 年度の値は削減目標量。

図 4 伊勢湾における汚濁負荷量の推移及び削減目標量



資料) 第 6 次水質総量規制の在り方について 2005 年（平成 17 年）5 月：中央環境審議会

図 5 1999 年度（平成 11 年度）汚濁負荷量の内訳

(2) 水質・底質の状況

< 水質：化学的酸素要求量 (COD) >

伊勢湾の COD は、伊勢湾（狭義）の A 類型（環境基準値 2mg/L 以下）及び B 類型（環境基準値 3mg/L 以下）に指定されている海域では 3mg/L 程度で変動しており、一部の地点を除き環境基準に適合していない。三河湾の A 類型及び B 類型に指定されている海域では、1989 年（平成元年）頃から上昇傾向にあり、1994 年（平成 6 年）以降はいずれの地点も環境基準に適合していない。C 類型（環境基準値 8mg/L 以下）に指定されている海域では、いずれも 3～7mg/L の範囲でおおむね横ばいであり、環境基準に適合している。伊勢湾全体の COD 環境基準達成率は約 50%前後で横ばいである。（伊勢湾の類型指定：図 6、伊勢湾（狭義）、三河湾の COD75% 値の推移：図 7、図 8、伊勢湾の COD 環境基準達成率：図 7）

< 水質：全窒素 (T-N) >

T-N は伊勢湾（狭義）の 類型（環境基準値 1.0mg/L）に指定されている海域では低下傾向にあり、ここ数年はおおむね環境基準に適合している。伊勢湾（狭義）の 類型（環境基準値 0.6mg/L）及び三河湾 類型に指定されている海域では横ばいであり、おおむね環境基準に適合している。伊勢湾（狭義）の 類型（環境基準値 0.3mg/L）及び三河湾 類型に指定されている海域は横ばいであったが、ほとんど環境基準に適合していない。（伊勢湾の類型指定：図 6）

< 水質：全リン (T-P) >

T-P は伊勢湾（狭義）の 類型（環境基準値 0.09mg/L）に指定されている海域では低下傾向にあり、ここ数年はおおむね環境基準に適合している。伊勢湾（狭義）の 類型（環境基準値 0.05mg/L）及び三河湾 類型に指定されている海域では横ばいであったが、伊勢湾でおおむね環境基準に適合しているのに対し、三河湾では環境基準に適合している地点は少ない。伊勢湾 類型（環境基準値 0.03mg/L）及び三河湾 類型に指定されている海域は横ばいであり、一部の地点を除きほとんど環境基準に適合していない。（伊勢湾の類型指定：図 6）

< 底質：化学的酸素要求量 (COD) >

伊勢湾の底質の COD は、伊勢湾（狭義）の湾央部（雲出川河口域の前面部）で 30～50mg/g 乾泥未満と高い。三河湾では湾央部及び湾奥部（豊川河口部）で COD の値が比較的高い。

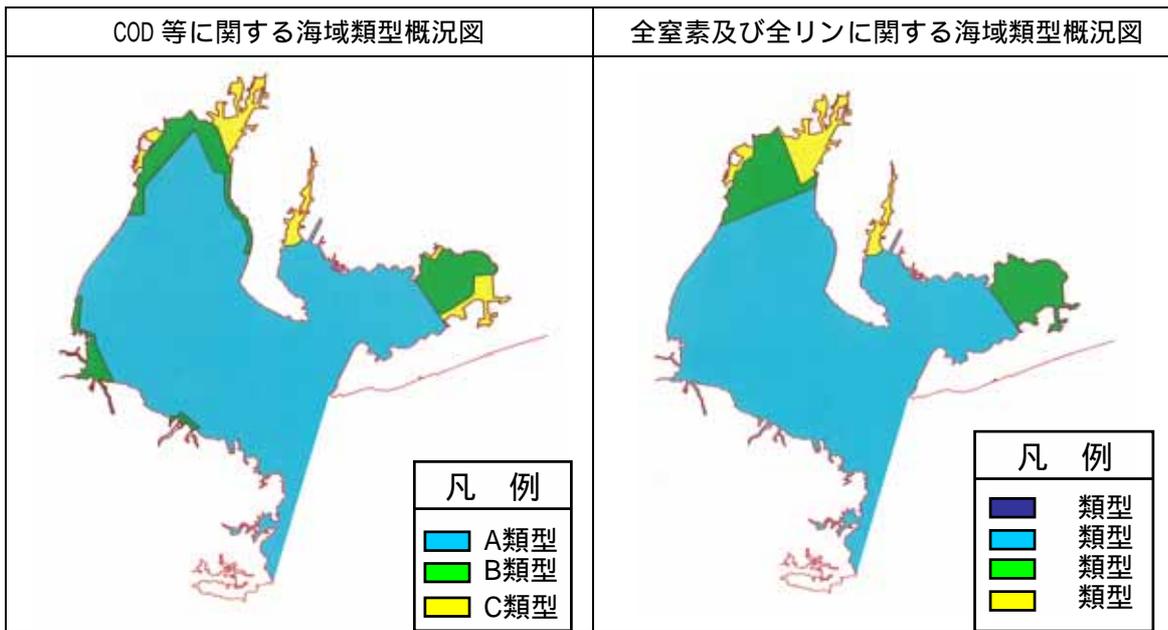
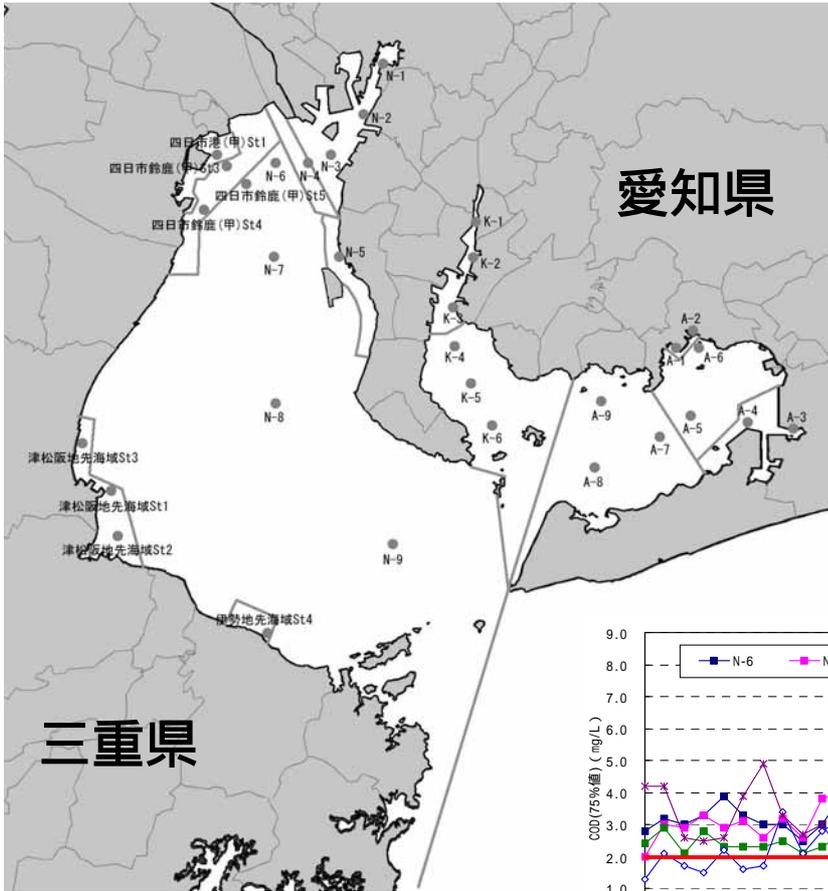


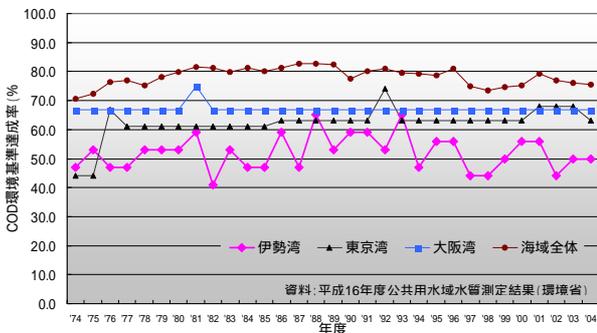
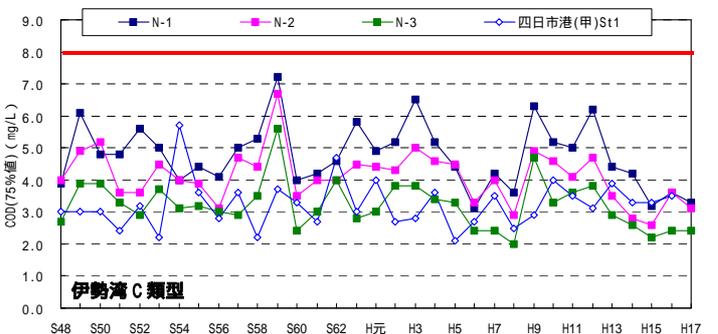
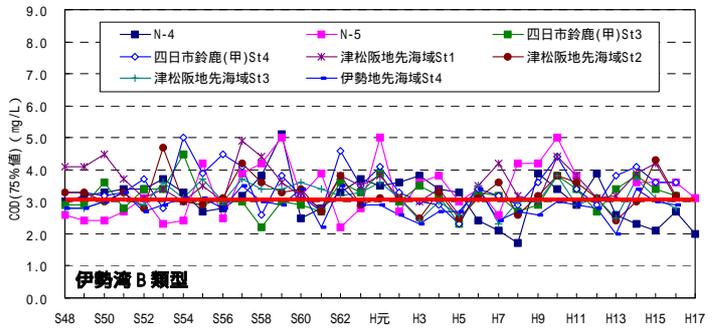
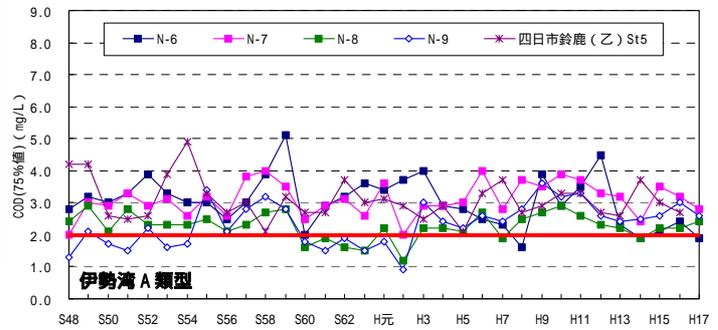
図 6 伊勢湾の類型指定

環境基準とは、環境基本法第十六条による公共用水域の水質汚濁に係る、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準。本行動計画では、第 6 次総量規制（環境省）で削減の対象としている、化学的酸素要求量（COD）、窒素、リンに着目する。



水質測定地点位置図

— : 環境基準値

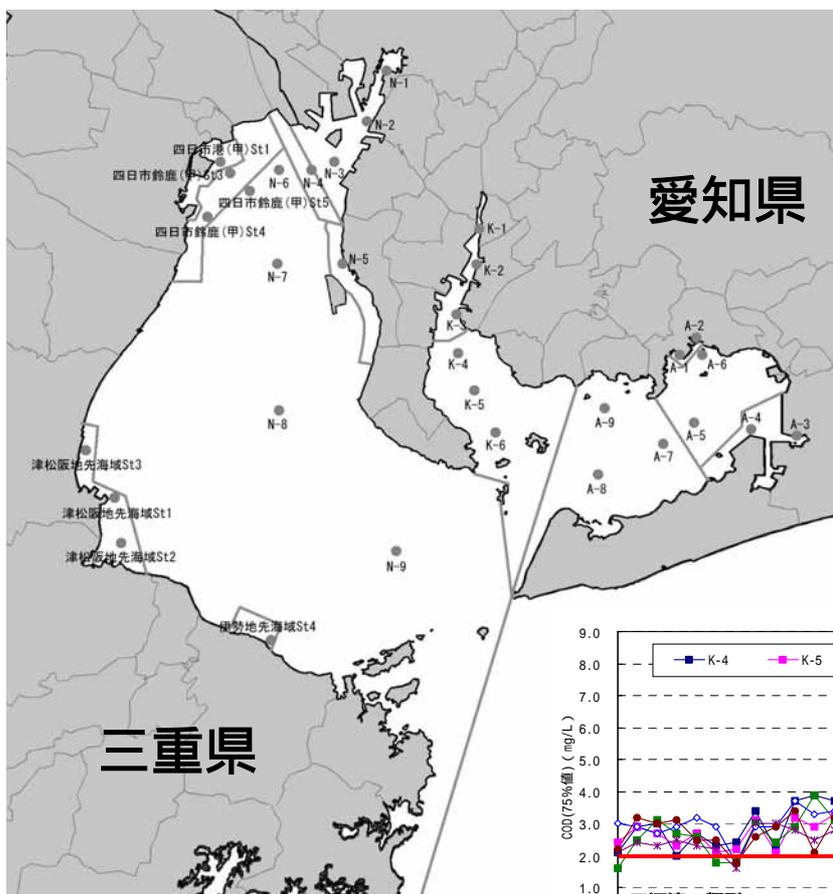


COD 環境基準達成率

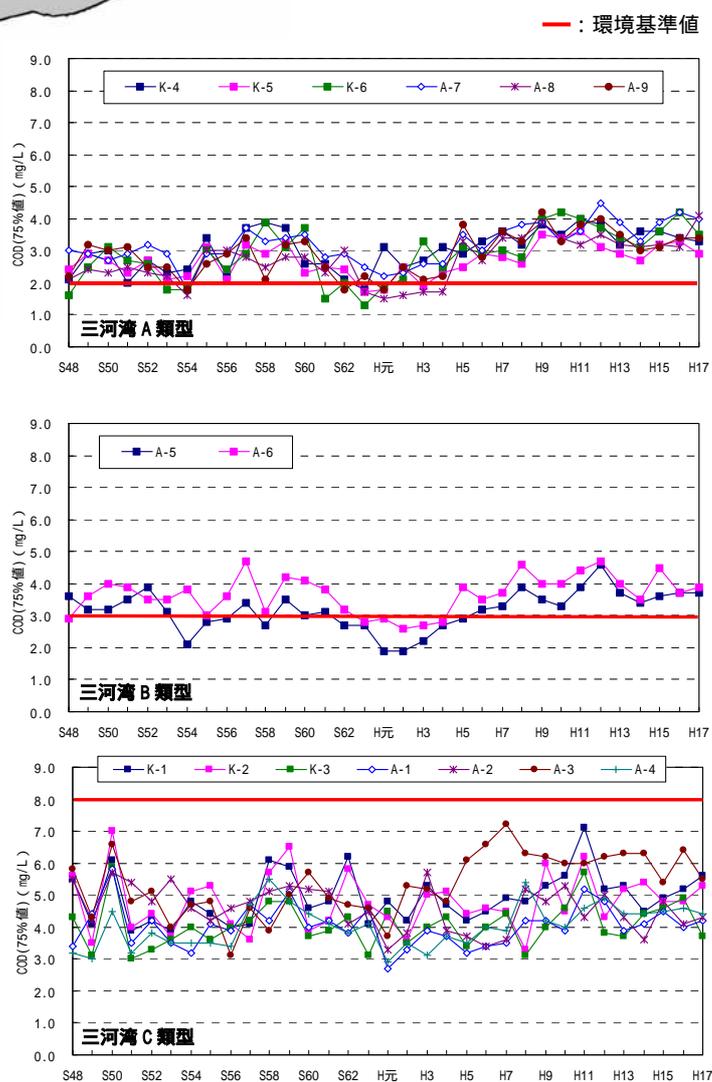
(伊勢湾・東京湾・大阪湾及び海域全体)

資料) 公共用水域の水質測定結果を基に作成

図 7 COD 75%値の推移 (伊勢湾 (狭義)) と COD 環境基準達成率 (伊勢湾)



水質測定地点位置図



資料) 公共用水域の水質測定結果を基に作成

図 8 COD75%値の推移 (三河湾)

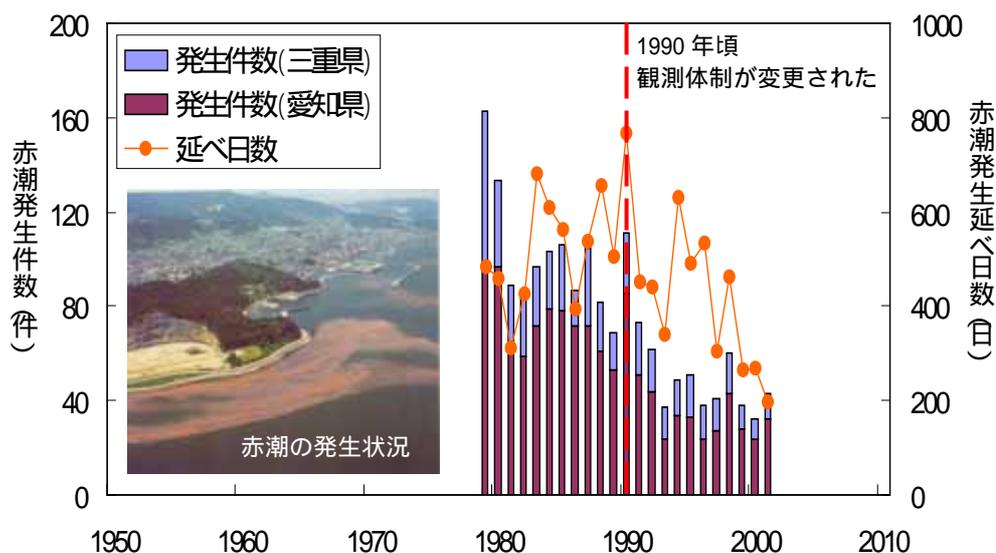
(3)赤潮・貧酸素水塊、苦潮の発生状況

1980年（昭和55年）頃から愛知県及び三重県によって実施されている赤潮等の観測によると、伊勢湾では毎年富栄養化が原因と思われる赤潮が確認されており、近年でも年間50件程度確認されている。（図9）また、伊勢湾（狭義）に比べて三河湾で赤潮の発生件数が多くなっている傾向にある。

伊勢湾では貧酸素水塊が毎年確認されている。底層の貧酸素水塊は、伊勢湾（狭義）では、2005年（平成17年）の6月下旬から10月にかけて湾中央部から西側を中心として、全ての底生生物の生存が困難となる溶存酸素飽和度10%未満（溶存酸素濃度約0.8mg/L）の地域が広範囲に広がっている。三河湾では7月～8月にかけて湾奥部から湾中央部を中心として溶存酸素飽和度10%未満の地域が広範囲に広がっている。

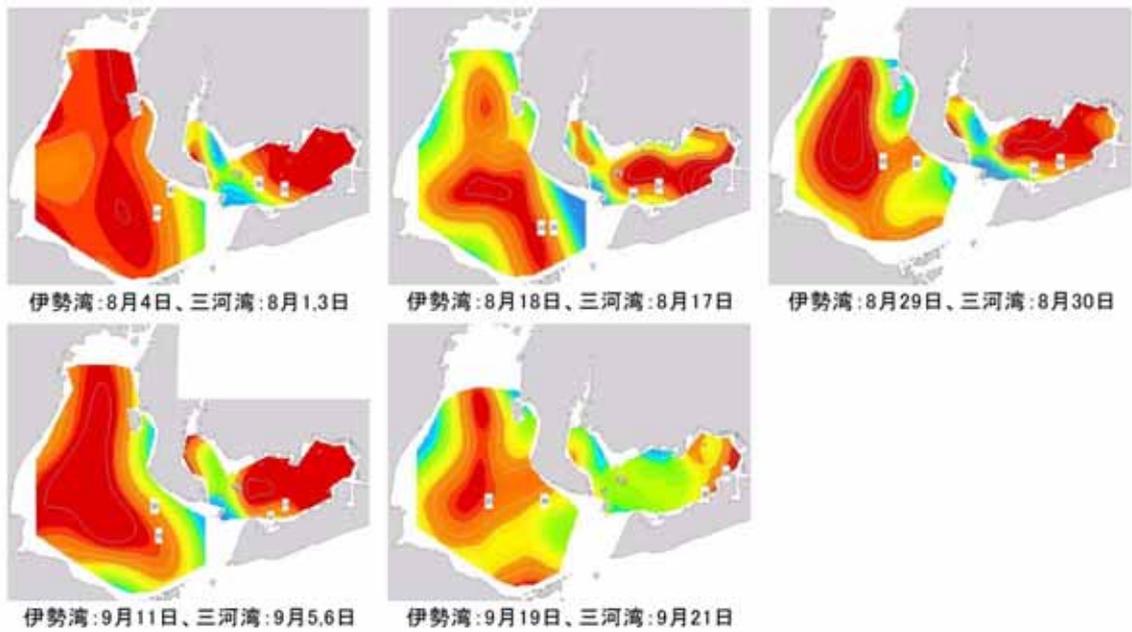
2006年（平成18年）の6月から9月上旬における底層の貧酸素水塊は、溶存酸素飽和度10%未満の出現状況は、2005年（平成17年）よりも広範囲に出現しており、湾全体の溶存酸素飽和度も低くなっている。また、9月には三河湾において最大規模の貧酸素水塊が発生した。（図10）

貧酸素水塊が発生している初夏から秋季に成層が発生し、そこへ強い離岸風が吹くと、底層付近における貧酸素水塊が浅海域に湧昇するため、苦潮となって景観の悪化や漁業被害、浅海域に生息する海域生物に致命的な影響を及ぼす場合がある。苦潮は近年でも年間5～10回程度確認されている。（図11）



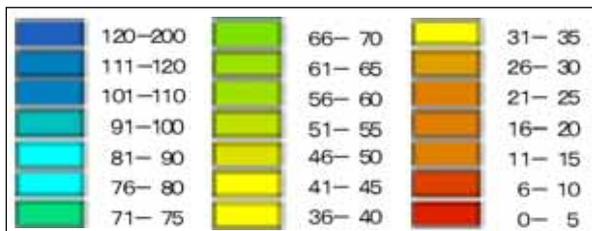
資料) 愛知県水産課資料
三重県水産物供給チーム資料 以上のデータを基に作成

図9 赤潮発生状況の経年変化



凡例：溶存酸素飽和度（％）

観測水深：底層

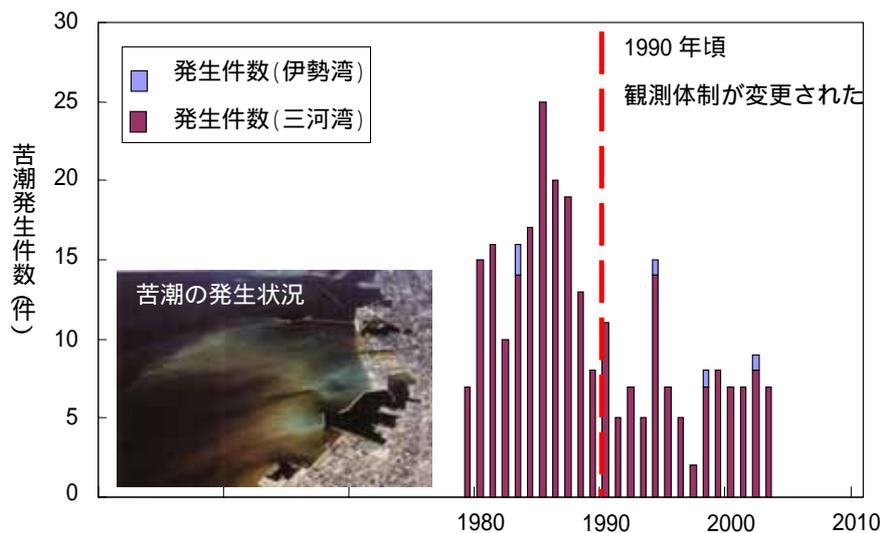


溶存酸素飽和度	溶存酸素濃度	魚介類への影響
50%	約4mg/l	魚類・甲殻類に悪影響
30%	約2mg/l	貝類・底生魚類の生存困難
10%	約0.8mg/l	全ての底生生物の生存困難

愛知県水産試験場では、溶存酸素飽和度 50%以下を低酸素、30%以下を貧酸素としている

出典) 愛知県水産試験場：伊勢・三河湾貧酸素情報，H18-1～12号，2006.

図 10 貧酸素水塊の分布（2006年 8月～9月）



資料) 環境省：第6次水質総量規制の在り方について（答申），2005．
愛知県：伊勢湾・三河湾の赤潮発生状況，2005．
以上のデータを基に作成

図 11 苦潮発生状況の経年変化

(4)生態系の状況

<干潟、浅場、藻場>

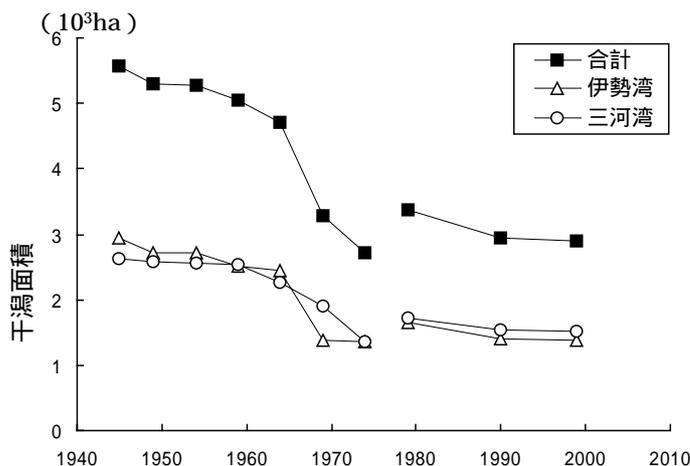
伊勢湾は、太陽の光が届く浅い海域が広く、砂浜、干潟、岩場や、栄養塩類を含む陸域からの淡水と海水が混ざり合う汽水域等、多様な自然環境が形成され、そこに多種多様な生物が生息・生育し、多様な生態系が形成されてきた海域である。

しかし、干潟、浅場、藻場のような良好な生物の生息・生育空間が沿岸域の開発等により減少している。(図 12, 図 13)

伊勢湾での干潟の分布面積は 1945 年(昭和 20 年)頃には約 5,600ha 存在していたが、1970 年(昭和 45 年)頃までの約 25 年間で急速に減少し、近年では 1945 年頃と比べ 2 分の 1 程度にまで減少している。

また、1955 年(昭和 30 年)頃の海草藻場(アマモ)は、伊勢湾(狭義)で 11,400ha、三河湾で 6,800ha の合計 18,200ha 分布していたが、1970 年(昭和 45 年)頃には、伊勢湾(狭義)で 260ha、三河湾で 410ha の合計 670ha となっており、15 年間で約 27 分の 1 程度にまで減少した。

なお、三河湾では 1999 年度から 2004 年度(平成 11 年度から 16 年度)に、中山水道航路から発生する良質な浚渫土砂を用いて、国と愛知県が連携し、約 620ha(39 箇所)の干潟・浅場の造成及び覆砂を実施し環境改善を図った。(図 14)



1978 年より前の調査対象干潟

現存するか、あるいは 1945 年以後人為的に消滅したもので、面積が 1ha 以上の前浜干潟、河口干潟(河口区域を除く)、潟湖干潟

1978 年以後の調査対象干潟

*干潟分布調査(現存干潟)

1. 高潮線と低潮線に挟まれた干出域の最大幅が 100m 以上であること。
2. 大潮時の連続した干出域の面積が 1 ha 以上であること。
3. 移動しやすい底質(砂、礫、砂泥、泥)であること。

*干潟改変状況調査(消滅干潟)

1978 年以降、埋立、浚渫その他の改変により消滅した干潟で、次の全ての要件に合致するもの。

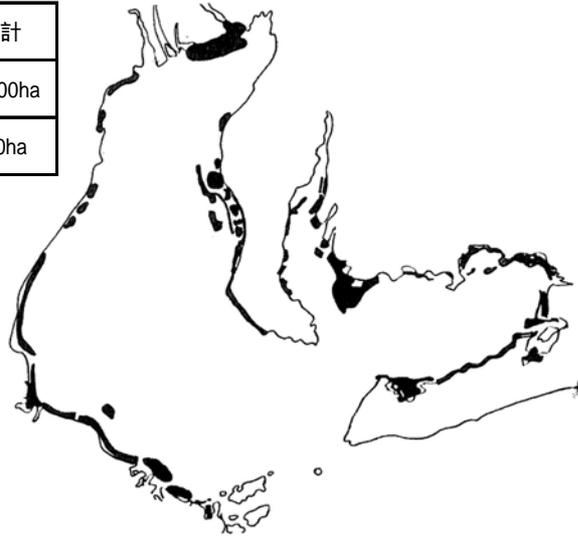
1. 1978 年において存在した干潟であること。なお、前回調査に記載されている干潟であっても、上記の定義に該当しないものは存在したものとみなさない。
2. 消滅面積が 1 ha 以上であること。埋立等の事業区域が 1 ha 以上あっても、干潟そのものの改変が 1 ha に満たないものは消滅域には含まない。

出典)環境省:自然環境保全基礎調査 第 2 回、4 回、5 回調査結果. のデータを基に作成

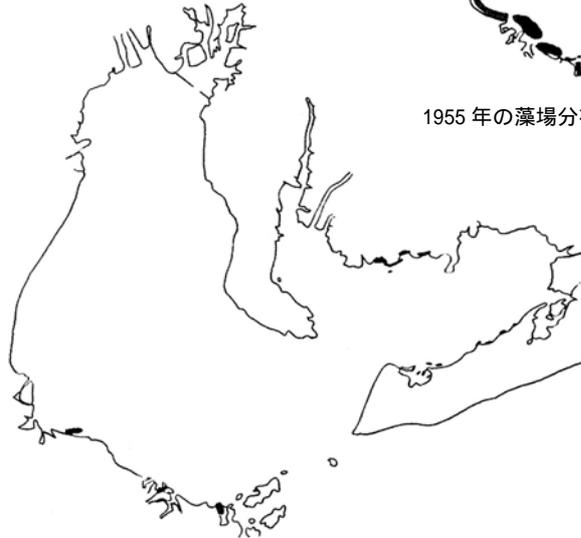
注)ただし、1978 年以前と 1990 年以降の調査方法は異なるため、単純に比較できない。また、1978 年のデータは、1990 年調査時に見直されたものである。

図 12 干潟分布面積の経年変化

対象年	伊勢湾 (狭義)	三河湾	合計
1955 (昭和30年)	11,400ha	6,800ha	18,200ha
1970 (昭和45年)	260ha	410ha	670ha



1955年の藻場分布 (1970年 愛知県水産試験場調査)



1970年の藻場分布 (1990年 海の博物館の聞き取り調査 (三重県) に、1970年の愛知県水産試験場調査 (愛知県) を合わせて作成された図からプランメーターにより面積を算出した)

出典) 伊勢湾研究会 編: 伊勢・三河湾 再生のシナリオ - 海と人間の共生を求めて -, 八千代出版, p.166, 1995. (分布図)
三重県科学技術振興センター: 伊勢湾の生態系の回復に関する研究 5. 干潟・藻場・河口域の実態, 2003. (伊勢湾 (狭義) の藻場面積の値、三河湾分は本調査で求めた値)

図 13 海草藻場 (アマモ) (1955年 (昭和30年) と1970年 (昭和45年) の分布)

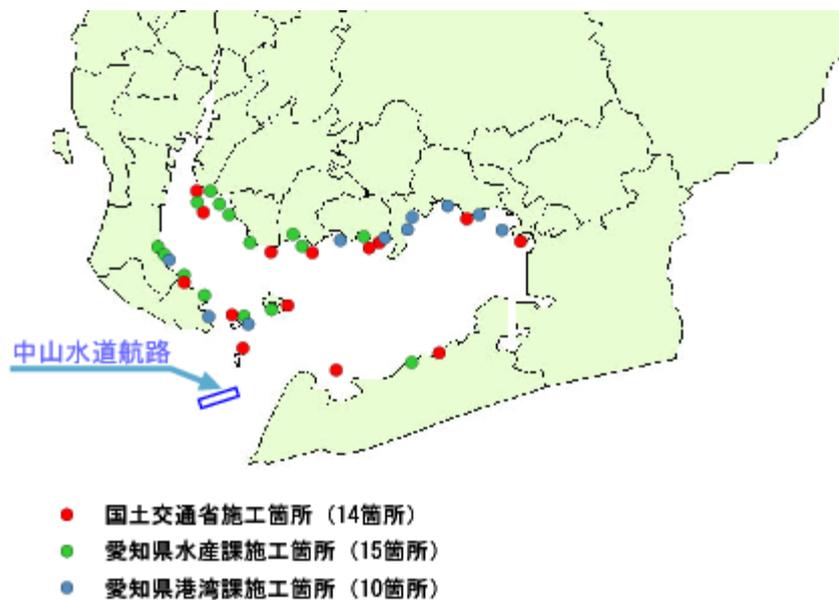


図 14 中山水道航路の浚渫土砂による干潟・浅場造成、覆砂施工箇所

< 底生生物 >

近年の伊勢湾における底生生物の門別組成は、汚濁が進行するに従い優占度が高くなると考えられているヨツバネスピオ等の環形動物門の占める比率が高くなっている。

< 魚類 >

漁獲量の推移を見ると、愛知県では 1980 年（昭和 55 年）頃をピークに、三重県（伊勢湾海域）では 1985 年（昭和 60 年）頃をピークにいずれも減少傾向にある。

(5) 浮遊・漂着・海底ゴミ、流木等の状況

2000 から 2004 年度（平成 12 から 16 年度）の過去 5 年間に伊勢湾で回収された海面浮遊及び海岸漂着ゴミの量は、年平均で約 5,700 m³⁵⁾である。

また、2000 年（平成 12 年）9 月の東海豪雨時には、愛知県、三重県沿岸に大量の流木が漂着したとの記録がある。2004 年（平成 16 年）9 月の台風 21 号時には、愛知県の海岸に約 19,000m³の流木が漂着しており、三重県でも漁港が流木で埋まる被害が発生した。

さらに、プレジャーボート等の不法係留、沈没船化した放置艇が様々な問題を引き起こしている。

近年の伊勢湾では、沿岸の地方自治体やボランティアを中心に海岸に漂着したゴミの回収や、河川でのゴミの回収が実施されている。また、海面清掃船による港内海面浮遊ゴミの回収、海洋環境整備船による一般海域における浮遊ゴミの回収等の取り組みが行われている。

5) 海洋環境整備船、清港会(名古屋、四日市、衣浦)の回収記録、伊勢湾・三河湾に面する市町村へのアンケート調査による。

3.まとめ

以上、1及び2で示した伊勢湾流域圏の現状をまとめると、次のとおりである。

<伊勢湾流域圏の自然的・社会的特性>

- ・ 伊勢湾流域は、東京湾、大阪湾の流域に比べ、森林・農地の面積の割合が大きい。
- ・ 港湾は「モノづくり」中部の産業集積を支える重要な物流拠点になっている。
- ・ 伊勢湾流域圏は製造業が盛んであり、日本の経済・産業を牽引する地域である。
- ・ 伊勢湾は多様な海洋性レクリエーションに利用される海域であり、伊勢志摩国立公園、三河湾国定公園に指定されている公園のほか、様々な観光・文化施設が全域にわたり立地している。
- ・ わが国最大のゼロメートル地帯が広がっている。1953年（昭和28年）の台風13号、1959年（昭和34年）の伊勢湾台風による沿岸域での甚大な被害を契機に、海岸堤防や河口部の高潮堤防が築造された。
- ・ 海岸堤防の大半は、築造後50年が経過し老朽化している。そのため、高潮や地震発生後における台風の襲来等の複合災害時における保全施設としての機能低下が懸念され、対策が進められている。

<水質・汚濁負荷に係る現状>

- ・ 伊勢湾の化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成状況は約50%前後で横ばいである。
- ・ 伊勢湾の底質のCODは、伊勢湾（狭義）の湾央部で高く、三河湾では湾央部及び湾奥部が高い。
- ・ 赤潮や貧酸素水塊、苦潮の発生が慢性化しており、漁業被害が発生している。

<生物の生息・生育環境に係る現状>

- ・ 干潟、浅場、藻場等の良好な生物の生息・生育空間が沿岸の開発等により減少している。
- ・ 漁獲量の推移は、愛知県では1980年（昭和55年）頃をピークに、三重県（伊勢湾海域）では1985年（昭和60年）頃をピークにいずれも減少傾向にある。

<海域・沿岸域の空間環境に係る現状>

- ・ 港湾における埋立等の開発、海岸堤防・高潮堤防等の整備により、人々が水際に近づきにくくなっている。
- ・ 海面や沿岸部にゴミが浮遊・漂着し、海域環境を悪化させている。
- ・ 台風等による出水後には流木が海面や沿岸部に多く浮遊・漂着しており、小型船舶の航行や漁業等に問題を引き起こしている。

III. 伊勢湾再生に向けての目標

1. スローガン

**「人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、
次世代に継承する」**

2. 目標

「伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生」

- ・ 目標に掲げた、伊勢湾のあるべき姿を実現するためには、産官学と沿岸域及び流域の人々、NPO等の多様な主体が協働・連携して取り組むことが必要である
- ・ 特に汚濁機構の解明をすることは、伊勢湾再生に向けた重要な事項であり、大学等研究機関との協働・連携により推進し、さらにこの成果をもとに効果的な水質改善や多様な生態系の回復を調査・研究していくことが必要である。

<目標の考え方>

伊勢湾は、急速な経済発展による環境への負の影響を受け、水質汚濁が慢性化し、平成16年度のCODの環境基準の達成率は50%程度と低い状況にあり、生態系への影響が懸念されている。また、沿岸域では国土保全のための海岸保全施設等の整備が進められ、安全性は高まったが、一方で人々と伊勢湾との関わりが減少している状況にある。

そこで、伊勢湾流域圏の現状を鑑み、より良い水環境のもと、多様な生物が生息・生育でき、産業物流拠点としての優れた機能を活かしながら、人々が集まり、安全で憩い安らぎを感じられる伊勢湾を目指す。

3. 基本方針

“伊勢湾再生の目標”を達成するため、以下に示す3つの基本方針に沿って行動する。

1. 健全な水・物質循環の構築
2. 多様な生態系の回復
3. 生活空間での憩い・安らぎ空間の拡充

<基本方針の考え方>

1. 沿岸域及び流域の人々の適正な水の使用、汚濁負荷の削減、森林、農用地等の保全・整備、海域の底質改善、水質浄化機能の保全・再生・創出等を行う。これにより、伊勢湾流域圏の健全な水・物質循環を構築する。
2. 生物の生息・生育する干潟、浅場、藻場等の保全・再生・創出等を行い、多様な生態系と漁業生産の回復を図る。
3. 地域の活性化、自然や歴史的・文化的資源の保全に配慮して、沿岸域及び流域の人々が海辺に親しめる水際線、緑地、景観の形成を図るとともに、人と海とのふれあいの場や機会を創出することで、生活空間において安全で憩い・安らぎを得られる空間を拡充する。

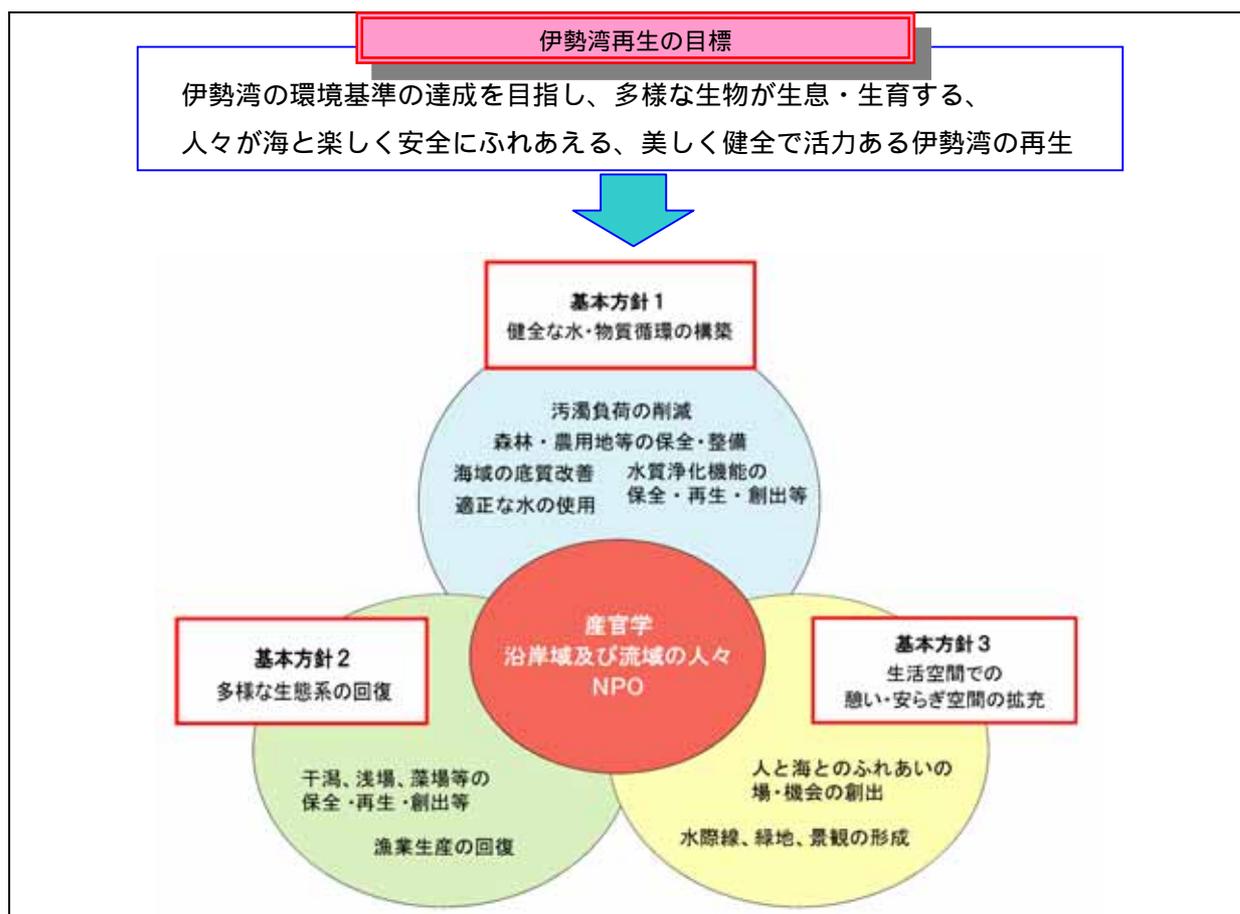


図 15 伊勢湾再生に向けた目標

4. 推進体制

本行動計画の推進においては、「人と森・川・海の連携により健全で活力ある伊勢湾を再生し、次世代に継承する」ことをスローガンに“伊勢湾再生の目標”を達成するため、伊勢湾再生推進会議、各関係行政機関及び沿岸域及び流域の人々、NPO、企業及び大学等研究機関が協働・連携を図っていく。推進体制イメージを図 16 に示す。

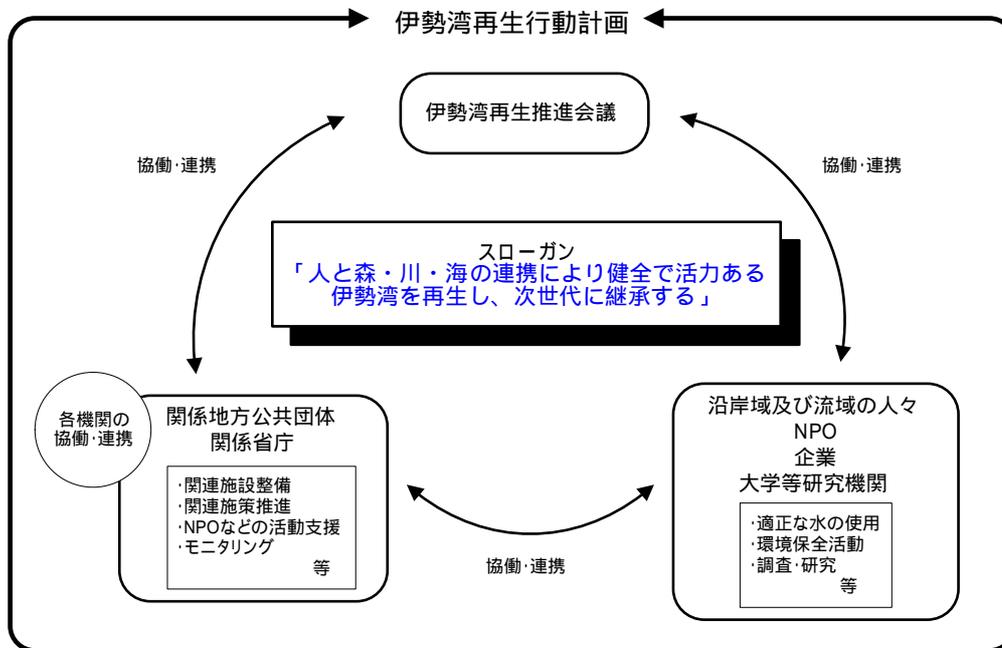


図 16 伊勢湾再生行動計画の推進体制イメージ

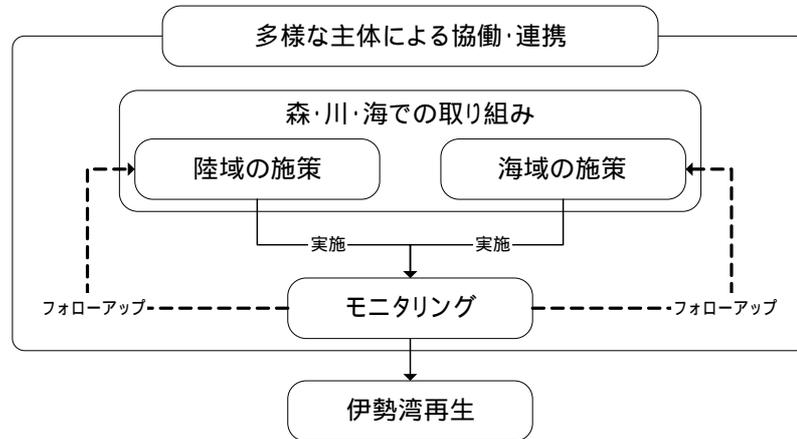
5. 計画期間

平成 19 年度から 10 年間を計画期間とする。

IV. 目標達成のための施策

1. 施策の実施方針

伊勢湾再生に係る目標達成に向けた施策の実施にあたっては、産官学、沿岸域及び流域の人々、NPO 等の多様な主体の協働・連携により進めていく。また、各種の施策を行いながら、モニタリングを実施し、施策や行動計画のフォローアップを行う。施策の実施方針のイメージを図 17 に示す。



- ・「陸域の施策」とは主に森・川の施策
- ・「海域の施策」とは主に海の施策

図 17 施策の実施方針イメージ

2. 陸域における負荷削減施策

(1)現状と課題

1)陸域汚濁負荷

伊勢湾の地形は湾口部が狭い閉鎖性の海域であり、外海との海水交換が行われにくい特徴がある。また、伊勢湾の年間流入量（約 200 億 m³）は容積（約 394 億 m³）の半分以上である。

このため伊勢湾においては、陸域からの流入負荷の削減等の施策を推進する必要がある。

これまで、陸域から伊勢湾へ流入する汚濁負荷を削減するため、地域の特性に応じて、下水道、集落排水施設、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備、事業所等における排水規制の強化、河川浄化施設の整備等の水質改善施策が実施されてきた。この結果、伊勢湾流域からの発生負荷量は減少する傾向が見られる。

しかしながら施策の実施状況は、未だ十分とは言えず、現在も富栄養化が原因と思われる赤潮・貧酸素水塊・苦潮等が発生している。このため、伊勢湾に流入する汚濁負荷の削減とともに、栄養塩類である窒素及びリンの削減も対象とした水質改善施策の更なる推進を図る必要がある。

このため、流域全体として関係機関が協力し、下水道、集落排水施設、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備を進めるとともに、窒素及びリンの総量を削減できるよう、下水道の高度処理をさらに進める必要がある。

また、伊勢湾に流入する汚濁負荷には、家庭、事業所等から発生する点源負荷以外にも、市街地や農地等から流出する面源負荷があり、水質改善を図るためには、同時に面源負荷についても削減対策を検討する必要がある。

水質総量規制

伊勢湾においては、COD等の生活環境の保全に係る水質環境基準を確保することを目標として関係地域から発生する汚濁負荷量を総合的に削減するため、関係各県の総量削減計画に基づき、総量規制基準による事業場等の規制、生活排水対策の推進等を内容とする水質総量規制が、昭和54年度以来5次にわたり有機汚濁の代表的な指標である化学的酸素要求量（COD）を対象に実施されてきている。また、第5次総量規制においては、これまでのCODに加え新たに窒素及びリンが削減の対象とされた。

この結果、伊勢湾に流入する汚濁負荷量は着実に削減されてきているものの、当該水域におけるCOD、T-N、T-Pの環境基準達成率は十分な状況になく、一層の水質改善を推進する必要がある。そこで、2009年度（平成21年度）を目標年度とする第6次総量規制に基づき、総量規制対象事業場に対する総量規制基準による規制や、下水道、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備等による生活排水対策、小規模事業場に対する削減指導の実施等、総合的な負荷削減対策を推進する必要がある。

汚水処理事業

<下水道事業>

2005年（平成17年）度末現在、伊勢湾流域圏において158箇所の下水処理場が稼働している。また集水域の約1,100万人の住民のうち、処理区域内の人口は約647万人であり、下水道の処理人口普及率は61%と全国平均の69%を下回っている。伊勢湾に係る流域別下水道整備総合計画の基本方針には、伊勢湾の水質環境基準を達成するために全ての処理場に高度処理導入をすることが位置付けられている。2005年（平成17年）度末現在、伊勢湾の集水域の処理場のうち高度処理を導入している処理場は42箇所であり、これら処理場での処理人口は273万人で集水域人口の26%を占めている。この割合は、2005年（平成17年）度末の高度処理普及率全国平均14%と比較して高い状況にあるが、伊勢湾の水質環境基準の達成に向けて、さらに高度処理を推進することが不可欠である。なお、2005年（平成17年）の下水道法改正により導入が可能となった経済的手法（高度処理の肩代わり）の活用等を含めて、高度処理の早期普及を目指す必要がある。

伊勢湾流域圏においては、名古屋市等、比較的早い時期に下水道事業に着手した都市では、合流式下水道が採用されている。

2005年（平成17年）度末現在、伊勢湾流域内の9自治体において合流式下水道（分流式、合流式の併用を含む）を採用している。

近年、合流式下水道からの降雨時未処理放流水による放流先での水質の悪化、水利用者に対する景観・公衆衛生及び生態系への影響が懸念されることから、下水道法施行令が改正（2004年（平成16年）4月）され、合流式下水道の改善対策が規定された。現在、緊急改善計画の策定に続き緊急改善事業の実施、改善対策の技術開発（SPIRIT21）が進められている。また、合流式下水道の雨天時放流水の水質基準が規定されたことから、合流式下水道の改善を緊急に実施する必要がある。

< 集落排水事業 > (農業集落排水事業、 漁業集落排水事業)

集落排水事業には、農業集落排水事業と漁業集落排水事業がある。このうち農業集落排水事業は、2005年(平成17年)度末現在、伊勢湾流域圏において75市町村で実施されており、451箇所の農業集落排水施設が稼働している。各県污水处理施設整備構想等によると、処理区域内の人口は約52万人、農業集落排水事業の処理人口普及率は78%であり、全国の平均整備率71%を上回っている。今後とも、集水域における集落排水施設の整備をさらに促進する必要がある。

< 浄化槽整備事業 >

浄化槽整備事業は、2005年(平成17年)度末現在、伊勢湾流域圏の127市町村(供用開始済)で実施されている。集水域の市町村では約141万人の住民が浄化槽を使用しており、浄化槽による污水处理人口普及率は13%となっている。単独処理浄化槽は、台所や風呂等の排水を処理せず、トイレの排水(し尿)のみを処理するため、水質改善効果が低く、官民を挙げた新設廃止への取り組みが行われ、2000年(平成12年)度には浄化槽法の改正により、既設単独処理浄化槽を使用するものは、下水道予定処理区域にあるものを除き、合併処理浄化槽への設置替え又は構造変更を努めなければならないこととなった。今後は、住民に協力を求めるほか、市町村が主体となって浄化槽の整備・維持管理を行う事業を積極的に活用し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、閉鎖性の海域の水質改善のためには、窒素やリンの除去性能に優れた高度処理型浄化槽の整備を促進する必要がある。

河川・湖沼事業

河川・湖沼事業は、水質の悪化等、水循環に関する様々な弊害に対処するため流域を単位として関係機関と「第二期水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンス)」等により浄化施設整備や浚渫等に取り組み、BODに代表される河川の水質は着実に改善を示している。

しかしながら、河口における干潟等の再生や、住民の河川環境意識の向上のための取り組みを推進する必要がある。

森林整備事業

伊勢湾流域内の森林面積は約10,106km²(1990年(平成2年)現在)と流域面積(16,191km²)総面積の約62%を占め、伊勢湾に流入する主要河川の水源になるとともに、陸域における自然の基盤を形成している。

森林は、雨水の保持や水質浄化等、水循環に係る機能をはじめ、山地災害の防止や保健休養の場としての利用等、多面的な公益的機能を有している。

これらの森林の有する諸機能を高度に発揮させるため、間伐の推進等計画的な森林整備対策を実施するとともに、公益的機能の発揮が特に必要な森林については、保安林に指定し、必要に応じて治山事業により、森林整備や治山施設整備を進めている。

しかしながら、民有林においては、林業の採算性の悪化等により、森林所有者の森林管理意欲は年々低下し、間伐の遅れた人工林や、手入れされず竹林化したり、藪状になったりした里山が各地で顕在化している。

一方、地球温暖化防止の機能を有する森林への国民の期待は高く、広く住民活動としての森林整備への参加意識は高くなっている。また、計画的な森林整備対策の推進とともに、河川下流域に

住む人々や企業等の参加・協力による森林整備への取り組みが進められている。

なお、洪水等に伴って流出する流木等が漁業活動等の支障になっている状況も見られることから、間伐の適期・適正な実施と治水施設の整備の推進により、流木の流出対策を一層促進する必要がある。

2) 流入ゴミ

現在、伊勢湾流域では河川管理者、沿岸域及び流域の人々等が協力して清掃活動等を実施しているが、海域における浮遊ゴミ、漂着ゴミのうち陸域を起源と考えられるゴミは依然大きい割合を占めている。

今後は、河川や海域のゴミを減らすため、陸域においては沿岸域及び流域の人々、NPO との連携を密にして引き続き清掃活動、散乱ゴミの回収を行い、ゴミゼロ意識の普及を図るとともに、環境学習の充実にも努める必要がある。

3) 水質事故

水質事故は、油類や化学物質の流出等により、大量の魚介類を^{へいし}斃死や浄水場での取水を停止させ、市民生活等に大きな被害を与える。このため、主な河川では水質事故発生時には関係機関との連絡調整、オイルフェンスの設置等の対策を行っているが、被害を最小限とするため、河川巡視や沿岸域及び流域の人々からの情報の入手等、地域と一体となった取り組みが必要である。

4) 関連事業

伊勢湾では、内陸部から河川等を経て伊勢湾に至る水の道を軸とし、多様な緑が広がり、水系を通じた自然の水・物質循環が形成されていた。この河川を基軸として、自然と共生した、水と緑のネットワークを構築する必要がある。このため、関係自治体や民間・市民とも協力し、各機関が連携して検討・調整を行う等、連携プロジェクトの具体化を図る必要がある。

また、農地からの汚濁負荷を削減するため、環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正な管理等を推進していく必要がある。

(2)陸域における施策

1)陸域汚濁負荷削減に向けた施策

水質総量規制

伊勢湾における早急な水質改善のため、水質総量規制制度に基づき各県が策定する総量削減計画の着実な実施及び事業場に対する総量規制基準の遵守の徹底等を図るとともに、2009年度（平成21年度）を目標年度とする第6次総量削減目標量の達成を目指す。

さらに、総合的な負荷削減のため、関係機関等の連携のもと、高度処理、面源汚濁負荷対策等を含めた効率的、総合的な負荷削減のための計画策定及び事業実施を図る。

污水処理事業

<下水道事業>

下水道事業においては、伊勢湾流域別下水道整備総合計画に関する基本方針に基づいた各県における流域別下水道整備総合計画等に従い、下水道普及率のさらなる向上や、高度処理の促進、合流式下水道の改善等を積極的に行う。

普及の促進に関しては、社会情勢の変化等必要性に応じて各県污水処理施設整備構想等を見直し整備区域を精査するとともに、社会経済状況に応じた適切な規模の処理施設の建設を計画する。従来の国庫補助制度とともに「地域再生基盤強化交付金」(污水処理施設整備交付金)の積極的な活用、PFI等による民間活力を利用する。また、下水道の普及促進と合わせて、各家庭に下水道への接続を促す水洗化促進の啓発を図ること等により、早期普及を目指す。

高度処理の促進については、下水道法の改正(2005年(平成17年))に伴い導入が可能となった経済的手法(高度処理の肩代わり)の活用等により積極的な促進を図る。

合流式下水道の改善については、合流式下水道に関する下水道法施行令の改正により10年間(合流式の公共下水道の処理区域の面積が1,500ha以上の場合は20年間)の事業実施が義務付けられたことから、重点的・効果的に改善事業(ろ過スクリーン設置、貯留施設、消毒施設整備等)を実施していく。

また、高度処理や合流改善等をより効果的・効率的に推進するため、産官学民の連携方策をより強固にしていく。

このほか、ホームページ、各種イベントや下水道科学館等を通じて、下水道の役割、環境学習の場として下水施設の利活用方法等を、積極的に沿岸域及び流域の人々に広報していく。

<集落排水事業>(農業集落排水事業、漁業集落排水事業)

集落排水施設の整備においては、伊勢湾の集水域内にある各県污水処理施設整備構想等に基づき国庫補助事業とともに、「地域再生基盤強化交付金」(污水処理施設整備交付金)を積極的に活用し、集落排水施設の新設、既存施設の機能強化、必要な高度処理の促進を図る。

<浄化槽整備事業>

浄化槽の整備においては、浄化槽の必要性や、既存の単独処理浄化槽の問題点等について、住民意識を高めるほか、市町村が主体となって浄化槽の整備・維持管理を行う事業や「地域再生基盤強化交付金」(污水処理施設整備交付金)を積極的に活用し、既存の単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、窒素及びリン除去性能に優れた高度処理型浄化槽の整

備の促進を図る。

河川・湖沼事業

河川・湖沼事業においては、各管理者、下水道管理者等の関係機関と一体となって浄化施設整備や浚渫等による対策に加え、河口干潟の保全・再生等の施策を沿岸域及び流域の人々の意見を踏まえながら、積極的に推進する。

また、矢作ダム等における堆積土砂の利用用途について陸域、海域との関係を含めて検討を進める。

森林整備事業

水源かん養機能や水質浄化機能の向上に資するため、保安林指定の拡大を図りながら、治山事業や森林整備事業を計画的に実施し、人工林における間伐の推進や広葉樹林の育成、針広混交林の造成等、生物の多様性の保全にも配慮した多様で健全な森林の整備を進める。

また、多様な主体が参加・協力した森林整備の推進や、公共工事等における間伐材の利用、水質浄化材としての木炭や竹炭の利用等、森・川・海が連携した森づくりの取り組みや、循環型資源としての木材利用を進める。

2) 流入ゴミの削減

流入ゴミに関しては、公的主体のみでなく、伊勢湾沿岸域及び流域の人々や民間企業等、流域全体で取り組むことが重要である。このため、今後も市民活動等との連携による清掃活動を推進するとともに、ゴミの種類の分類、海域でのゴミ漂着や河川でのゴミの実態を広く一般に提示すること等を通じて、発生源におけるゴミ削減のための意識の向上を推進する。

3) 水質事故への取り組み

油類や有害物質が河川へ流入する水質事故の被害を最小限にするため、河川巡視や沿岸域及び流域の人々からの情報入手に努め、水質事故発生時には関係機関と連携し、被害の拡大防止に努める。また、水質事故に円滑な対応が図られるよう更なる情報連絡体制の充実や資機材の準備とともに水質事故対策訓練に努める。

4) 関連事業

流域の都市化に伴い、地表面が建築物やコンクリート等で被覆されて、地下への雨水浸透量が減少し、洪水時の流出が早くなってきている。したがって、雨水貯留浸透施設の設置や緑地の整備による雨水浸透の促進や総合的な土砂管理により、水・物質循環の健全化を図っていく。

また、農地からの汚濁負荷を削減するため、土づくりや減化学肥料栽培による環境保全型農業の推進、畜産農家における家畜排せつ物の適正処理及び堆肥化による有効利用等を推進する。

3. 海域における環境改善施策

(1)現状と課題

1)水質汚濁

伊勢湾における化学的酸素要求量（COD）の汚濁負荷量は 1979 年（昭和 54 年）度から 2004 年（平成 16 年）度にかけて、約 4 割程度減少しており、全窒素（T-N）及び全リン（T-P）負荷量についても、それぞれ約 3 割程度及び約 5 割程度減少してきている。しかし、COD の変化は伊勢湾（狭義）では横ばい、三河湾では増加傾向で、全体的に汚濁が進んでいる。透明度についても 1950 年代から低下傾向にある。

この主な要因として、生活排水や産業排水等の流入水に含まれる有機物の累積的かつ過剰な負荷が考えられる。このような自然の浄化機能を超えた海水中の過剰な有機物は、海底に堆積し有機汚泥を形成する。この有機汚泥が水中の溶存酸素を消費することにより、底層水の貧酸素化が生じ、生物の生息・生育環境へ影響を及ぼす。また、有機汚泥からは栄養塩類が再び溶出する。これらの現象が伊勢湾の富栄養化の原因となっている。その結果、植物プランクトンの過増加による赤潮の発生等が問題となっている。

さらに、伊勢湾においては干潟・浅場の浅海域や藻場の縮小・消失に伴い、自然の浄化機能が低下している。このことも伊勢湾の水質汚濁が慢性化する原因の一つとして考えられる。

このため、生活排水や産業排水等の流入負荷に含まれる自然の浄化機能を超えた栄養塩類等の流入を防ぎ、干潟、浅場、藻場等を保全・再生・創出することによって自然の浄化機能を向上させ、伊勢湾の水質の改善を図る必要がある。また、底層水が貧酸素化することを抑制し、海底に堆積した有機汚泥から栄養塩類等が再び溶出しないように底質の改善を図る必要がある。

2)生物多様性

伊勢湾での干潟の分布面積は、近年では 1945 年頃と比べ 2 分の 1 程度にまで減少している。水深 5m 以浅の浅海域の面積は、1955 年（昭和 30 年）頃と比較し 2004 年（平成 16 年）時点までに約 13,000ha 減少した。海草藻場（アマモ）は 1955 年（昭和 30 年）から 1970 年（昭和 45 年）までの 15 年間で約 27 分の 1 に著しく減少している。このような干潟、浅海域及び藻場の面積縮小に伴って、多様な生物の生息・生育場が縮小したものと考えられる。

また、近年の伊勢湾における底生生物の門別組成は、汚濁が進行するに従い優占度が高くなると考えられているヨツバナスピオ等の環形動物門の占める比率が高い海となっており、底層の貧酸素状態や汚濁状況を反映した底生生物の生息状況となっている。

底層付近における貧酸素水塊が浅海域に湧昇することによって生じる苦潮の発生は、浅海域に生息・生育する生物に大きな影響を及ぼしている。

このため、水質等の改善にあわせて多様な生物の生息・生育場である干潟、浅場、藻場等を保全・再生・創出する必要がある。

3)人と海とのふれあいの場

伊勢湾には、良好な景観を有する自然の海岸線や島嶼とうしょが多く点在しており、東京湾、大阪湾に比べ自然公園区域が広く分布している。また、1996 年から 1997 年（平成 8 年から 9 年）における伊勢湾の海岸線は、自然海岸約 14%、人工海岸約 74%、半自然海岸約 10%、河口約 2%という構成になっている。自然海岸の割合（約 14%）は、東京湾、大阪湾（いずれも約 8%）に比べる

と大きく、主に伊勢・志摩地域に存在している。

人工海岸や半自然海岸については、1953年（昭和28年）の台風13号及び、1959年（昭和34年）の伊勢湾台風により、沿岸域に甚大な被害が発生したため、海岸に海岸保全施設が整備されたことや、物流・産業の拠点として整備された港湾施設等の埋め立てによるものが殆どである。

海岸保全施設は、台風による高潮災害を契機に海岸背後の人命や財産を災害から守るとともに国土の保全を図るために整備されたものである。また、港湾施設については、保安等の関係により一般市民の立ち入りを一部制限しなければならない。

この結果、かつてあった自然の砂浜が失われるとともに、昔からの“人々の憩いの場として存在していた海岸”を“近づきづらい海岸”にしてしまった部分も少なからずある。

人が海岸へ近づきやすくし、人と海とのふれあいの場を確保するため、既存の砂浜を保全・再生する必要がある。また、海岸へのアクセスを向上するための対策を実施する必要がある。一方、港湾区域においては、物流・産業機能に支障のない範囲で海に親しめる場を創出していく必要がある。

4)沿岸域及び流域の人々の海への関心

伊勢湾は、東京湾、大阪湾に比べ広い海域面積を有し、伊勢志摩国立公園や三河湾国定公園等の自然公園をはじめとして優れた自然景観を有する風光明媚な地域である。

伊勢湾沿岸には、海水浴場、潮干狩り場、マリーナ・ヨットハーバー等の海洋性レクリエーション資源・施設が全域にわたり分布し、人と海とのふれあいの場となっている。また、伊勢湾沿岸は昔から信仰の対象となっており、沿岸各所には、「三谷まつり」、「鯛まつり」、「潮干祭り」、「夫婦岩の大注連縄張替神事」、「クジラ祭り」、「やぶねり」等の祭事・信仰が今も残されている。このように伊勢湾の海辺空間は、レクリエーションの場、自然環境や歴史・文化を体験する場等として積極的に活用され、様々なイベントが実施されている。

このような伊勢湾の優れた自然景観を保全し、伊勢湾沿岸域の自然環境や、祭事・信仰を後世に継承していく必要があり、特に、次世代を担う子ども達に対して海への関心を高めるための施策を実施していくことが重要である。

しかしながら、海岸利用者のマナーの悪さが顕在化しており、海岸利用者等による海岸への放置ゴミや陸域からの流入ゴミ等の散乱が、海岸の生態系や景観、そして海岸利用に悪影響を及ぼしている。さらに、砂浜への車両の乗り入れがみられ、他の利用者との事故の発生が危惧されるとともに、砂浜に生息・生育する生物への影響が懸念される。海域においては、遊泳客やマリナー関係者等の無謀な行為や不注意等による事故が発生している。

このため、行政、海岸利用者、漁業者、NPO等が協力し、人々が安心して海洋性レクリエーションを楽しむことができる安全な海域を創っていく必要がある。

5)浮遊・漂着・海底ゴミ、流木等

浮遊・漂着・海底ゴミは、海岸の生態系や景観、そして海岸利用に悪影響を及ぼしている。これらのゴミの中には、自然の力では処理できないプラスチック・ビニール類及び金属類も多く、これらの浮遊・漂着・海底ゴミを削減する必要がある。

近年、特に大雨、豪雨による出水時に、大量の流木が海域へ流入し、海岸保全施設、港湾機能、小型船舶の航行、景観・親水空間、漁業等に影響が及んでいる。

ゴミのない伊勢湾にしていくために、伊勢湾流域内の行政と地域住民・漁業者・NPO 等が連携・協力してゴミ・流木対策を行う必要がある。また、ゴミや流木の回収は、いわゆる対処療法であり、ゴミや流木の発生源を断つための抜本的な対策を実施する必要がある。

さらに、プレジャーボート等の不法係留、沈廃船化した放置艇等は、景観上好ましくなく、船舶の航行の阻害要因となるとともに、津波や高潮時には背後地の被害を増幅させる要因になる等の問題があり、対策を進める必要がある。

(2)海域における施策

1)水質の改善

水質・底質の改善

自然の浄化機能を担う場を維持、増加させるために、干潟、浅場、藻場等の保全・再生・創出を推進する。さらに、これまで海底に蓄積した余剰の有機物による影響を低減するために、海底に堆積した有機汚泥を除去する汚泥浚渫や、栄養塩類が再び溶出することがないように閉じ込める覆砂等を推進する。

また、港湾等の整備にあたっては、環境配慮型の構造物の整備を進める。

貧酸素水塊の発生低減

貧酸素水塊の発生を低減させるため、上記の水質・底質の改善施策を推進するとともに、貧酸素水塊の発生しやすい深掘跡の埋戻しを推進する。

2)生物多様性の向上

干潟、浅場、藻場等は、自然の浄化機能を担う重要な場であるとともに、その環境の多様性から良好な生物の生息・生育場所でもある。そのため、干潟、浅場、藻場等を保全・再生・創出し、良好な生物の生息・生育空間を増やしていく。

さらに、海域の生物の生息・生育環境を改善するため、上記 1)の水質の改善施策を実施する。

また、水産資源の管理や、増養殖技術の開発を推進する。

3)人と海とのふれあいの場の保全・再生・創出

港湾における人と海とのふれあいの場の創出

<港湾空間のにぎわいの創出>

海を臨む水際線は魅力的な空間であるため、人が水際線まで来て、港の景観を楽しむことができるよう、ユニバーサルデザインの導入にも配慮しつつ、物流・産業機能に支障のない範囲で解放される水際線延長を拡大する。さらに、港湾景観の視点場に緑地、プロムナード、マリーナ、レストラン等を有機的に配置することによりアクセスを向上させ、人が行きやすい、にぎわいのある港湾空間の創出を行う。また、海の環境や景観を享受できるという魅力を活用するため、施設の一部に水域を効果的に取り込んだ港湾緑地の整備を行い、海辺のにぎわいを創出していく。

<運河の再生>

「運河」の魅力を再発見し、地域の個性を活かした水辺のにぎわい空間づくりや水上ネットワークの構築等を図り、「運河」を核とした魅力ある地域づくりを進める。

海岸における人と海とのふれあいの場の保全・再生

海岸においては、「防護」「環境」「利用」の調和した海岸施設整備を図る。また、海岸堤防等の整備にあたっては、安全に人々が水辺に近づけるよう構造的に配慮するとともに、砂浜の持つ波浪低減効果を期待して、既存の砂浜を保全するとともに、必要に応じて養浜するなど、人と海とのふれあいの場としての貴重な砂浜を保全・再生していく。

4)沿岸域及び流域の人々の海への関心の醸成

伊勢湾の優れた自然景観を活かし、レクリエーションの場や自然環境や歴史・文化を体験する場等としての更なる活用を行うとともに、地域の祭事・信仰の継承を図りながら、上記 3)の施策を実施することによって、人が海とふれあえる場を再生するとともに、次世代を担う子ども等への環境学習や自然観察会等海にふれあう機会の増加を推進する。また、誰もが安心して海に親しむことができるように、海岸・海域利用のルールづくり、マナーや海への関心を高めるための啓発活動を、行政、海岸利用者、漁業者、NPO 等が協力しながら推進し、安全な海域を創出することにより人々の海への関心を醸成する。

5)浮遊・漂着・海底ゴミ、流木等の対策

陸域から海域への流入ゴミや流木の削減を図るとともに、行政等が協働・連携しながら海域における浮遊・漂着・海底ゴミや流木の回収活動を推進する。さらに、行政機関は、住民、NPO 等による清掃活動を支援し、活動の普及を図る。

放置艇対策としては、係留保管能力や利用者の管理意識の向上が不可欠であり、恒久的な施設整備を進めるとともに、船舶航行に支障のない水域を放置艇の係留・保管のための場所として活用し放置艇の解消を図る。また、行政、港湾・漁港・マリーナ利用者等が協働・連携しマナー向上への啓発活動を推進する。

4. 多様な主体による協働・連携

(1) 現状と課題

伊勢湾流域圏は、水域面積の約7倍の流域面積を持ち、この流域には約1,100万人の人々が生活を営んでいる。このため、伊勢湾再生においては、沿岸域だけでなく、流域で生活する一人一人の取り組み活動が非常に大きな意味を持つと考えられる。

現在、伊勢湾流域圏においては各行政機関が伊勢湾再生に係る様々な施策を実施している。また、沿岸域及び流域の人々、NPO、企業、大学等研究機関等が、様々な環境の保全活動や調査・研究を行っており、直接的、間接的に伊勢湾再生に関わりを持っている。

一方、多くの伊勢湾沿岸域及び流域の人々は水産資源による恩恵、日常生活が環境に与える影響（生活雑排水による環境への負荷）、安全安心な生活（海岸堤防・高潮堤防等により台風等の自然の驚異から守られている）、経済発展による生活の向上等、伊勢湾との関わりは大きいものの、日常生活においてそれを意識する機会が少ない。

このため、伊勢湾再生においては、伊勢湾の現状と再生の必要性を沿岸域及び流域の人々に周知し理解していただくとともに、産官学と沿岸域及び流域の人々、NPOの協働・連携により、健全な伊勢湾を次世代に継承できるよう行動することが必要と考える。

(2) 取り組み

多様な主体が連携し、かつ自立的に伊勢湾再生へ向けた行動を実施するためには、それぞれの役割を明確にするとともに、それぞれの取り組みを相互に支援していく。

1) 行政機関の役割

各関係行政機関は、本行動計画に基づき施策を計画的に実施するとともに、施策の効果についてモニタリングを実施する。また、沿岸域及び流域の人々、NPO、企業及び大学等研究機関等へ向けた情報発信、情報共有、環境学習のためのツールの整備、環境学習等の場の提供、講師の派遣（出前講座）等の活動支援のための施策、仕組みづくりを行う。また、汚濁機構解明のための仕組みづくりを検討する。

【施設整備、場の整備等ハード的施策の例】

- ・ 森林整備
- ・ 污水处理施設
- ・ 干潟、浅場、藻場等の保全・再生・創出 等

【沿岸域及び流域の人々・NPO等への活動支援等ソフト的施策の例】

- ・ 伊勢湾の現状、伊勢湾再生に係る行政、市民団体、企業等の取り組み、個人でできる取り組み等のパンフレットの作成、配布による情報提供
- ・ 伊勢湾ふれあいマップ（仮称）等の作成、市民が海とふれあう場に関する情報提供
- ・ NPO、市民団体等の活動紹介
- ・ 各種行政イベント等での、伊勢湾の現状報告、伊勢湾再生への取り組み紹介
- ・ 小中学校向けの環境学習教材の作成、出前講座、環境学習機会の提供 等

2) 沿岸域及び流域の人々・NPO、企業及び大学等研究機関の取り組み

沿岸域及び流域の人々には個々人の取り組み、NPO 活動への参加により、主に環境負荷の低減、環境保全意識の醸成、環境保全に係る維持管理活動の支援、環境モニタリング支援等を通して、伊勢湾再生に取り組む。

企業等は環境保全等、社会貢献活動の積極的な推進や環境保全に関連する技術の開発・普及などを通して、伊勢湾再生に取り組む。

大学等研究機関は、伊勢湾の汚濁機構に関する調査・研究等を通して伊勢湾再生に取り組む。

【沿岸域及び流域の人々・NPO、企業及び大学等研究機関の取り組み例】

- ・ 森林保全活動
- ・ 日常生活における環境負荷の低減活動（節水等による生活水の適正な使用・ゴミの削減等）
- ・ 環境学習への参画・協力
- ・ 清掃活動
- ・ 水環境モニタリング
- ・ 生物調査
- ・ 伊勢湾再生に係る技術の普及
- ・ 伊勢湾の汚濁機構に関する調査・研究 等

3) 多様な主体による協働・連携

行政と沿岸域及び流域の人々・NPO、企業及び大学等研究機関等の各主体がそれぞれの役割を果たすためには、それぞれが協働・連携していくことが大切であると考えます。このため、相互の情報共有、活動支援のため次のような取り組みを実施する。

【行政間の情報共有】

- ・ 各行政主体におけるマスタープラン、具体的な施策、モニタリングデータ等の情報共有等による効率的な事業の推進
（例）
 - ・ 河川・海岸の事業連携による砂浜の再生
 - ・ 中部経済産業局が実施した「閉鎖性水域の海域別対策調査（伊勢湾）」において取りまとめられた水環境改善技術等の活用
- ・ 各機関における伊勢湾再生に関するイベント、環境学習等について情報の共有と、伊勢湾再生推進会議との連携

【行政と沿岸域及び流域の人々等との情報共有】

- ・ 伊勢湾の現状、水質、生物等のモニタリング結果のデータベース化及び情報発信
- ・ 各主体の活動内容、活動実績のデータベース化と情報発信
- ・ 伊勢湾再生に係るシンポジウム、イベントでの相互活動報告の実施
- ・ 伊勢湾再生に係るシンポジウム、イベント、ホームページ等でのアンケート実施による意見募集
- ・ 伊勢湾再生に係るシンポジウム、イベント、その他活動について、マスコミ等を通じた積極的な広報活動の実施 等

【行政と沿岸域及び流域の人々・NPO、企業の協働・連携】

- ・ 水質、生物等のモニタリングの協働・連携
- ・ 森林や施設の維持管理の協働・分担実施
- ・ 活動の場、活動の機会の提供、支援
- ・ 行政施策への支援、協力 等

【行政と大学等研究機関等の協働・連携】

- ・ 伊勢湾の汚濁機構、貧酸素水塊に関する調査・研究の協働・連携
- ・ 伊勢湾流域圏の自然共生型環境管理技術に関する調査・研究の協働・連携
- ・ モニタリング結果のデータベース化による情報発信 等

【その他の協働・連携】

- ・ 伊勢湾ブランドの創出・発信
- ・ 自然や歴史的文化資源の整理、調査、研究
- ・ 伊勢湾流域圏が一体となった行事、催事等の整理、調査、研究 等

5. 伊勢湾再生のためのモニタリング

(1)目的

本行動計画に基づいて実施された、各々の施策や取り組みについての効果を確認することを目的とする。

(2)現状と課題

現在、伊勢湾流域圏の主要箇所において行政機関や沿岸域及び流域の人々により以下のようなモニタリングが継続的に実施されている。

水質汚濁防止法に基づき、鉛、カドミウム等、人の健康の保護に関する環境基準項目及び COD、DO 等の生活環境の保全に関する環境基準項目について、1971 年度（昭和 46 年度）から公共用水域の水質測定（底質測定含む）を実施。（中部地方整備局・県・市）
底生生物調査や赤潮の発生状況の調査等を実施。（中部地方整備局・県）

水質総量規制の水質改善効果を把握するための水質汚濁の実態調査を実施。（環境省）
巡視船艇・航空機による海洋汚染の監視を随時実施しており、また、測量船による流況観測、水質調査（水温、塩分）を実施。その他、赤潮の発生等を把握するため衛星による観測データを利用したクロロフィル等の監視を実施。（第四管区海上保安本部）

平成 2 年から河川水辺の国勢調査として主要な河川を対象に、河川域の生物と利用実態についてモニタリングを実施。（中部地方整備局・県）

海洋環境整備船を利用して、伊勢湾（狭義）の 5 地点、三河湾の 2 地点において、水質調査（水温、塩分、濁度、DO、pH、クロロフィル）を実施。また、伊勢湾において、海洋短波レーダーによる流況、波浪の観測を実施。（中部地方整備局）

貧酸素水塊の発生状況等を把握するため、表層、中層及び底層の水温、塩分、DO の調査を実施。（県）

NPO、市民団体等と連携し、「川の通信簿」、「水生生物指標調査」等を実施している。（中部地方整備局・県・市）

これらのモニタリングは、測定時期、測定地点及び測定項目等が異なるため、関係機関が実施したデータを抽出し、伊勢湾再生のモニタリングとして今後使用できるよう検討していく必要がある。

(3)今後の方針

現状と課題を踏まえ、次の4つの方針に基づきモニタリングを実施する。

<モニタリングの方針>

伊勢湾流域圏の水質、生物の生息状況等を継続的に監視する。

施策の効果を確認するとともに、具体的な目標の設定・更新につなげる。

伊勢湾の汚濁機構解明に必要な基礎データを蓄積する。

住民参加型のモニタリングを推進する。

1)環境監視のためのモニタリング

伊勢湾流域圏における環境監視のためのモニタリングを継続し、環境の変化を把握していく。

2)伊勢湾再生のための施策の効果の確認等に係るモニタリング

伊勢湾再生に向けて実施される各施策に対し、施策の取り組みや効果を確認するための指標についてモニタリングを実施し、その結果を施策の見直し、充実に反映させたり、具体的な目標の設定・更新につなげていく。なお、この指標は、施策の効果とつながりがある環境指標や、沿岸域及び流域の人々にわかりやすい指標としていく。

3)汚濁機構を解明するためのモニタリング

伊勢湾の水質等を改善するためには、伊勢湾の汚濁機構を詳細に把握し、効果的な施策を検討する必要がある。このため、伊勢湾の汚濁機構解明に必要な基礎データを蓄積するためのモニタリングを実施する。

4)住民参加によるモニタリング

沿岸域及び流域の人々が伊勢湾に関心を持ち、伊勢湾再生へ自主的に参加する仕組みづくりの一環として住民参加型の伊勢湾再生モニタリングを促進する。

また、住民参加型モニタリングを将来にわたって円滑に促進するために、行政機関、企業、大学等研究機関、NPO等が連携できるよう支援する。

(4)情報の共有化及び発信

モニタリング結果等の情報を広く有効に活用するために、中部地方整備局港湾空港部の伊勢湾環境データベース等を活用し、伊勢湾再生のためのモニタリングに関する情報・データを集約し、発信する。

また、各種モニタリング結果や環境改善施策による効果等を沿岸域及び流域の人々にわかりやすい形にとりまとめ、関連するシンポジウム等における情報提供、関連施設等でのパンフレット配布、環境学習等を通じ、広く伊勢湾再生の情報を発信していく。

ここで、発信すべき情報としては、以下等が考えられる。

- ・ 伊勢湾の環境監視及び施策の効果に関するデータ
（沿岸域及び流域の人々に現状を知ってもらうためのデータ）
 - 水質の経年変化に関する図表
 - 回収ゴミの収集結果 等

- ・ 汚濁機構を解明するためのデータ（研究を推進するためのデータ）
 - 水質、底質等の調査結果の数値データ 等

- ・ 住民参加によるモニタリング
 - 住民参加により実施された伊勢湾再生に向けたモニタリング結果

6. 伊勢湾再生に向けた施策のまとめ

伊勢湾再生に向け、基本方針に沿った陸域（森・川）、海域（海）及び協働・連携の施策を表 2～表 4 とおりました。

なお、施策内容欄の指標は各施策の進捗の目安であり、各機関が独自に取り扱っている指標についてはその指標を優先する。

表 2 伊勢湾再生に向けた取り組み・施策内容(1)

基本方針 1	取 り 組 み 内 容		施 策 内 容	
			施 策	指 標
健全な水・物質循環の構築	(森)	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の適正な整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の水源かん養機能、水質浄化機能の向上に資するため。 保安林指定の拡大を図りながら、治山事業や森林整備事業を計画的に実施する。 人工林における間伐の推進や広葉樹林の育成、針広混交林の造成等の森林の整備を実施する。 ・多様な主体が参加・協力した森林整備の推進や、公共工事等における間伐材利用を促進する。 ・水質浄化材として、木炭や竹炭の利用等、循環型資源としての木材利用を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の間伐面積 ・針広混交林面積
	(川) 流域全体	<ul style="list-style-type: none"> ・減化学肥料農業の推進、家畜排せつ物処理の高度化 ・水質総量規制の推進 ・下水道等整備、合流式下水道の改善、集落排水事業、浄化槽整備事業の促進 ・窒素、リンを取り除く高度処理の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正処理及び堆肥化等を推進する。 ・総量規制基準の遵守を徹底等を図る。 ・ホームページや各種イベントにより下水道の役割、下水道施設の利活用方法を沿岸域及び流域人々に広報する。 ・下水道の普及促進と合わせて、各家庭に下水道への接続を促す水洗化の啓発を図り、早期普及を促進する。 ・高度処理については、積極的に高度処理施設の導入を図る。 ・合流式下水道の改善については、重点的・効果的に改善事業を実施する。 ・高度処理や合流式改善などをより効果的・効率的に推進するため、産官学民の連携方策を促進する。 ・集落排水事業の整備については、集落排水施設の新設、既存施設の機能強化、必要な高度処理を促進する。 ・既存の単独浄化槽から、合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、高度処理型浄化槽の整備を促進する。 ・浄化槽については、既存の単独浄化槽の問題点等について住民意識の向上を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・減化学肥料に取り組んだ農地面積 ・エコファーマー認定数 ・下水道整備の普及率 ・集落排水事業の普及率 ・窒素、リンを取り除く高度処理の人口普及率 ・合流式下水道の改善率
	(海)	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地の整備 ・自然再生事業等の推進 ・河口部の干潟、ヨシ原の保全・再生・創出 ・ゴミ、流木の回収 ・干潟、浅場、藻場の保全・再生・創出 ・砂浜の保全・再生 ・海底に堆積した有機汚泥対策の実施 ・深掘跡の埋戻し ・ゴミ、流木の回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園及び緑地の整備を図る。 ・自然再生事業としてヨシ原・砂州再生を実施する。 ・自然再生事業として河口干潟の保全・再生等の施策を推進する。 ・発生源におけるゴミ削減のための意識の向上を推進する。 ・ゴミの無い、美しい水際線確保のためゴミ、流木の回収を実施する。 ・自然浄化機能を維持、増加させるため、干潟、浅場、藻場を保全・再生・創出する。 ・自然浄化機能を維持、増加させるため、砂浜の保全、養浜等により砂浜を再生する。 ・海底に堆積した有機汚泥を除去する汚泥浚渫を実施する。 ・海底に堆積した有機汚泥からの栄養塩類の溶出対策等として覆砂を実施する。 ・貧酸素水塊の発生を低減させるため、深掘跡の埋戻しを実施する。 ・ゴミの無い、美しい海岸線・海域の確保のためゴミ、流木の回収を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地等の整備面積 ・ヨシ原・砂州再生面積 ・河口干潟再生面積 (参考)・ゴミの回収量、流木の回収量 ・干潟、浅場、藻場面積 ・砂浜を保全・再生した延長、面積 ・汚泥浚渫面積 ・覆砂面積 ・深掘跡の埋戻し面積 (参考)・ゴミの回収量、流木の回収量

表 3 伊勢湾再生に向けた取り組み・施策内容(2)

基本方針 2	取 り 組 み 内 容		施 策 内 容	
			施 策	指 標
多様な生態系の回復	(川)	<ul style="list-style-type: none"> 河口部の干潟、ヨシ原の保全・再生・創出 ゴミ、流木の回収 	<ul style="list-style-type: none"> 河口部において干潟、ヨシ原を再生する。 ゴミの無い、美しい水際線確保のためゴミ、流木の回収を実施する。 多様な生物の生息・生育場所である、干潟、浅場、藻場を保全・再生・創出する。 多様な生物の生息・生育場所である、砂浜を保全し、養浜等により砂浜を再生する。 魚礁を設置し漁場の回復を図る。 ゴミの無い、美しい海岸線・海域の確保のためゴミ、流木の回収を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ヨシ原再生面積 (参考)・ゴミの回収量、流木の回収量 干潟、浅場、藻場面積 砂浜を保全・再生した延長、面積 魚礁の設置数 (参考)・ゴミの回収量、流木の回収量
	(海)	<ul style="list-style-type: none"> 干潟、浅場、藻場の保全・再生・創出 砂浜の保全・再生・創出 魚礁の設置 ゴミ、流木の回収 		

基本方針 3	取 り 組 み 内 容		施 策 内 容	
			施 策	指 標
生活空間での憩い 安らぎ空間の拡充	(川)	<ul style="list-style-type: none"> 河口部の干潟、ヨシ原の再生 ゴミ、流木の回収 	<ul style="list-style-type: none"> 河口部において干潟、ヨシ原を再生する。 ゴミの無い、美しい水際線・河川の確保のためゴミ、流木の回収を実施する。 砂浜の保全、養浜等により砂浜を再生する。 放置艇の繫留・保管のための恒久的な施設設備を進める。 船舶航行に支障のない水域を放置艇の繫留・保管のための場所として活用を図る。 人々が安全で快適に海辺に親しめる場として、臨海部の緑地整備を行う。 海岸、海域利用のルールづくり ゴミの無い、美しい海岸線・海域の確保のためゴミ、流木の回収を行う。 伊勢湾ふれあいマップ(仮称)、水辺(川、海)のふれあいの場に関する情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ヨシ原再生面積 (参考)・ゴミの回収量、流木の回収量 砂浜を保全・再生した延長、面積 臨海部の緑地整備面積 (参考)・ゴミの回収量、流木の回収量
	(海)	<ul style="list-style-type: none"> 砂浜の保全、再生 河口・海域の放置艇対策 臨海部の緑地整備 安全な海域の創出 ゴミ、流木の回収 		

表 4 伊勢湾再生に向けた取り組み・施策内容(3)

	取 り 組 み 内 容	施 策 内 容	
		施 策	指 標
協働・連携	<ul style="list-style-type: none"> ・沿岸域及び流域の人々、NPO・企業及び大学等研究機関、行政の協働・連携 ・各種啓発活動・環境学習、イベント等開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政間の情報共有を図ると共に、状況に応じ協働・連携を図る。 ・行政と沿岸域及び流域の人々、企業と情報共有を図り、協働・連携する。 ・行政と大学等研究機関との協働・連携を図る。 ・伊勢湾流域圏の自然共生型環境管理技術に関する調査・研究と情報共有する。 ・海岸、海域利用のマナー向上のための啓発活動を実施する。 ・ホームページによる情報の発信を行う。 伊勢湾の現状、伊勢湾再生に向けた各種取り組み状況を掲載し情報提供する。 伊勢湾再生に向けたNPO等の活動状況や関係機関で実施した水質状況を掲載し情報提供する。 ・伊勢湾の現状報告・再生に向けた取組事例紹介、出前講座、環境学習等により環境保全意識の普及・啓発及び広報活動を実施する。 例) 川と海のクリーンアップ大作戦等 	<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発活動の実施状況 ・保全活動の活動状況 (森林、河川・湖沼、海岸) ・環境学習実施状況 ・伊勢湾再生HPアクセス数 ・企業、大学等研究機関との協働・連携状況

7. 伊勢湾再生に向けて各機関が実施する施策

伊勢湾再生に向けて各機関が実施する具体的な施策を次のとおりとりまとめた。

- ①主な施策（各機関の重点的・継続的施策、特徴的・先進的施策）
- ②多様な主体による協働・連携施策事例
- ③機関別施策一覧

(1)主な施策（重点的・継続的施策、特徴的・先進的施策）

「森・川（流域全体）・海及び人」の各区分での取り組みのうち、各機関が実施する主な施策（重点的・継続的施策、特徴的・先進的施策）は次のとおりである。

なお、ここで示す主な施策は本行動計画策定時のものであり、今後必要に応じて見直す。

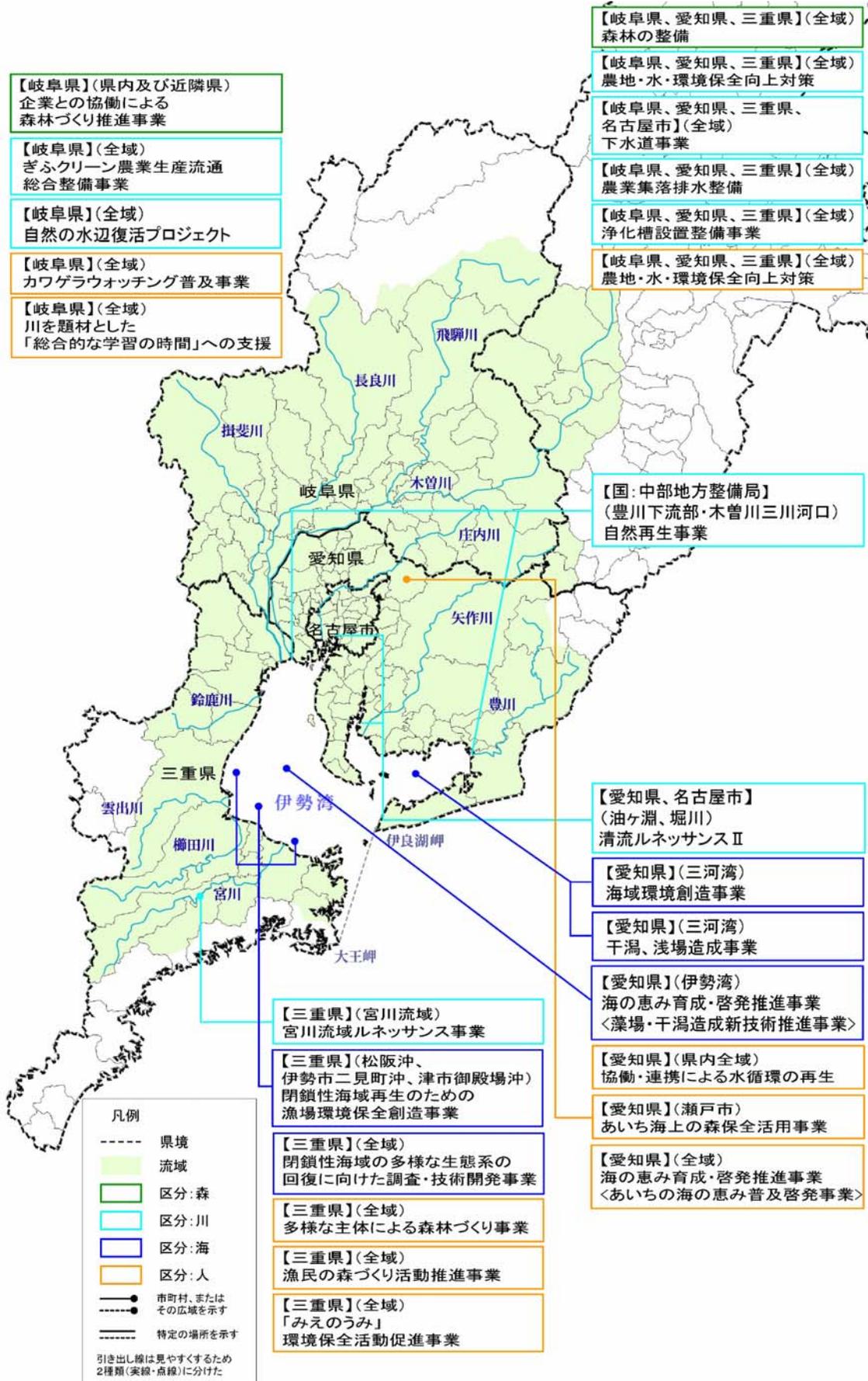


図 18 各機関が実施する主な施策の位置図

表 5 各機関が実施する主な施策

区分	施策名	実施主体	内容
森	森林の整備	岐阜県 愛知県 三重県	・ 森林の公益的機能の高度発揮をはかるため、植栽、下刈、間伐等の森林整備を促進する
	企業との協働による森林づくり推進事業	岐阜県	・ 県内及び近隣県の企業を対象に森づくり説明会等を開催し、「企業による森林づくり」を推進することで県民協働による森づくり活動を推進する
川 流域 全体	農地・水・環境保全向上対策	岐阜県 愛知県 三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地、農業用施設及び地域環境の保全向上活動と一体的に、農薬及び化学肥料を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援する ・ 農地、用排水路等農業用施設及び地域環境の保全向上に資する共同活動を支援する
	下水道事業	岐阜県 愛知県 三重県 名古屋市	・ 下水道の普及・促進、高度処理の促進、合流式下水道の改善を行う
	農業集落排水整備	岐阜県 愛知県 三重県	・ 農村生活環境の改善並びに公共用水域等の水質保全のため、農業集落排水施設を整備する
	浄化槽設置整備事業	岐阜県 愛知県 三重県	・ 快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質の維持・改善をはかるため、市町村が実施する浄化槽の設置に対して助成するとともに、個人の設置に対し補助を行う市町村に対し助成する
	清流ルネッサンスⅡ	愛知県 碧南市 安城市 西尾市 高浜市他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 油ヶ淵の水質改善を図るため、県、油ヶ淵周辺4市とNPOが連携して河川事業（浚渫・覆砂等）、下水道事業、その他施策を実施する ・ あわせて、流域住民・県・市の協働・連携による水環境モニタリングを実施する
	名古屋市	・ 堀川の水環境改善を行うため、河川事業（浚渫・河道内のゴミの除去等）、下水道事業（合流式下水道の改善等）、その他施策を実施する	

区分	施策名	実施主体	内容
川 流域 全体	ぎふクリーン農業 生産流通総合整備事業	岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> 県産農産物の安全・安心を確保するとともに、県土の環境保全をめざすため、化学肥料・化学農薬を30～50%以上削減するぎふクリーン農業の推進に必要な機械・施設等の整備に対し支援する
	自然の水辺 復活プロジェクト	岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県下の自然環境の保全・復元・創出を効果的に進めるため、「産学民官の協働」、「モノづくり」、「人づくり」、「現場での研究」の4つの施策を連携させ、河川を主とした県下の自然共生をすすめる
	宮川流域ルネッサンス 事業	三重県	<ul style="list-style-type: none"> 宮川流域において、『清流や森林、溪谷、干潟などの豊かな自然の保全・再生』などを基本理念に掲げ、住民と行政が協働の精神のもと、互いの役割を明確にし、『宮川流域エコミュージアム』や『守ろう清流！宮川流域いっせいチェック』など、多様な事業を展開している。
	自然再生事業	国土交通省	<p>(豊川下流部、木曾川三川河口)</p> <ul style="list-style-type: none"> ヨシ原・砂州を再生し、河川の生物環境の回復を図る
海	海の恵み育成・啓発 推進事業 ＜藻場・干潟造成新技術推 進事業＞	愛知県	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな水産資源や健全な生態系など海の恵みを育む藻場や干潟の保全・再生のため、藻場造成新技術の海域における事業規模での実証及び藻場機能の数値化並びに人工干潟造成材の適性評価を行う
	海域環境創造事業	愛知県	<ul style="list-style-type: none"> 覆砂を行うことにより、底泥からの栄養塩の溶出を封じ込める
	干潟、浅場造成事業	愛知県	<ul style="list-style-type: none"> 漁場生産力の回復、水質浄化機能の向上を図るため、干潟、浅場を造成する
	閉鎖性海域再生のための 漁場環境保全創造事業	三重県	<ul style="list-style-type: none"> 干潟、浅場の造成及び再生を行う（松阪沖） アマモ場の造成を行う（伊勢市二見町沖） 干潟・藻場等の調査、順応的管理等を実施する（松阪沖、伊勢市二見町沖、津市御殿場沖）

区分	施策名	実施主体	内容
	閉鎖性海域の多様な生態系の回復に向けた調査・技術開発事業	三重県	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の回復（海の生物の種類・量の増加）を促進することが必要であるため、干潟・藻場の回復再生技術や赤潮の発生防止技術の開発及び底泥の堆積過程の解明等について、産学官の連携により取り組む
人	協働・連携による水循環の再生	愛知県内の 県民 民間団体 事業者 行政	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち水循環再生基本構想」に基づき、地域の水循環再生の推進に関する事項等について協議し、活動を行う組織として「水循環再生地域協議会」を設立し、水に関わる全ての主体が、同じ目標に向かい手を携えて取り組む
	農地・水・環境保全向上対策	岐阜県 愛知県 三重県	<ul style="list-style-type: none"> 農地、農業用施設及び地域環境の保全向上活動と一体的に、農薬及び化学肥料を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援する 農地、用排水路等農業用施設及び地域環境の保全向上に資する共同活動を支援する
	カワゲラウォッチング普及事業	岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> カワゲラウォッチング※を多くの小中学生等にも実施してもらい、河川に対する環境保全意識の高揚を図る <p>※水に親しみながらできる河川水質調査（水生生物による水質調査）</p>
	川を題材とした「総合的な学習の時間」への支援	岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> 次代を担う子供たちに川を題材とした環境、川の役割を知ってもらう 未来の地球環境や水害軽減のための取り組みのあり方を河川管理者と共に考えるパートナーを育むことを目的とする
	あいち海上の森保全活用事業	愛知県	<ul style="list-style-type: none"> 「海上の森保全活用計画」に基づき、「海上の森」を愛知万博記念の森として将来にわたり保全するとともに、人と自然の関わりのあり方を探求する場として、県民参加のもとに森林や里山に関する学習と交流の拠点づくりを進めるとともに、人と自然の共生を推進する指導者等の人材を育成する

区分	施策名	実施主体	内容
人	海の恵み育成・啓発 推進事業 (あいちの海の恵み普及 啓発事業)	愛知県	<ul style="list-style-type: none"> 海の恵みや大切さに関する県民の理解促進を図るため、海の恵みや海の大切さを紹介する企画展及び漁業現場を体感する取組を行う 本県水産物の認知度を向上する事業計画を募集し、計画提案者に委託して事業を実施する
	多様な主体による 森林づくり事業	三重県	<ul style="list-style-type: none"> 森林づくりへの多様な主体の参画を促進するため、「企業の森」の取組をさらに進めるとともに、県民、NPO等の活動の場の確保や情報提供などの支援を行う
	漁民の森づくり活動 推進事業	三重県	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな森林が漁場を保全していることから、漁業者が森林整備の重要性を理解し、自らが行う森林の再生・植栽事業への取組の輪を広げるため、フィールド情報提供や資材費の支援を行う
	「みえのうみ」環境保全活 動促進事業	三重県	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな森林が漁場を保全していることから、漁業者が森林整備の重要性を理解し、自らが行う森林の再生・植栽事業への取組の輪を広げるため、フィールド情報提供や資材費の支援を行う 「里海」伊勢湾を再生し、豊かな海の恵みを取り戻すために、沿岸流域に関する情報収集・発信を強化する 多様な主体と連携した流域の健康診断および保全策を実施する 地域で活動の核として行動できる人材育成や多様な主体が参加する流域ネットワークづくりを行う県民が主体となった海の環境保全に向けた取組を促進する

(2)多様な主体による協働・連携施策事例

地域または流域の単位で伊勢湾再生に向けた多様な主体による協働・連携施策事例は次のとおりである。

なお、ここで示す協働・連携事例は本行動計画策定時のものであり、今後必要に応じて見直す。

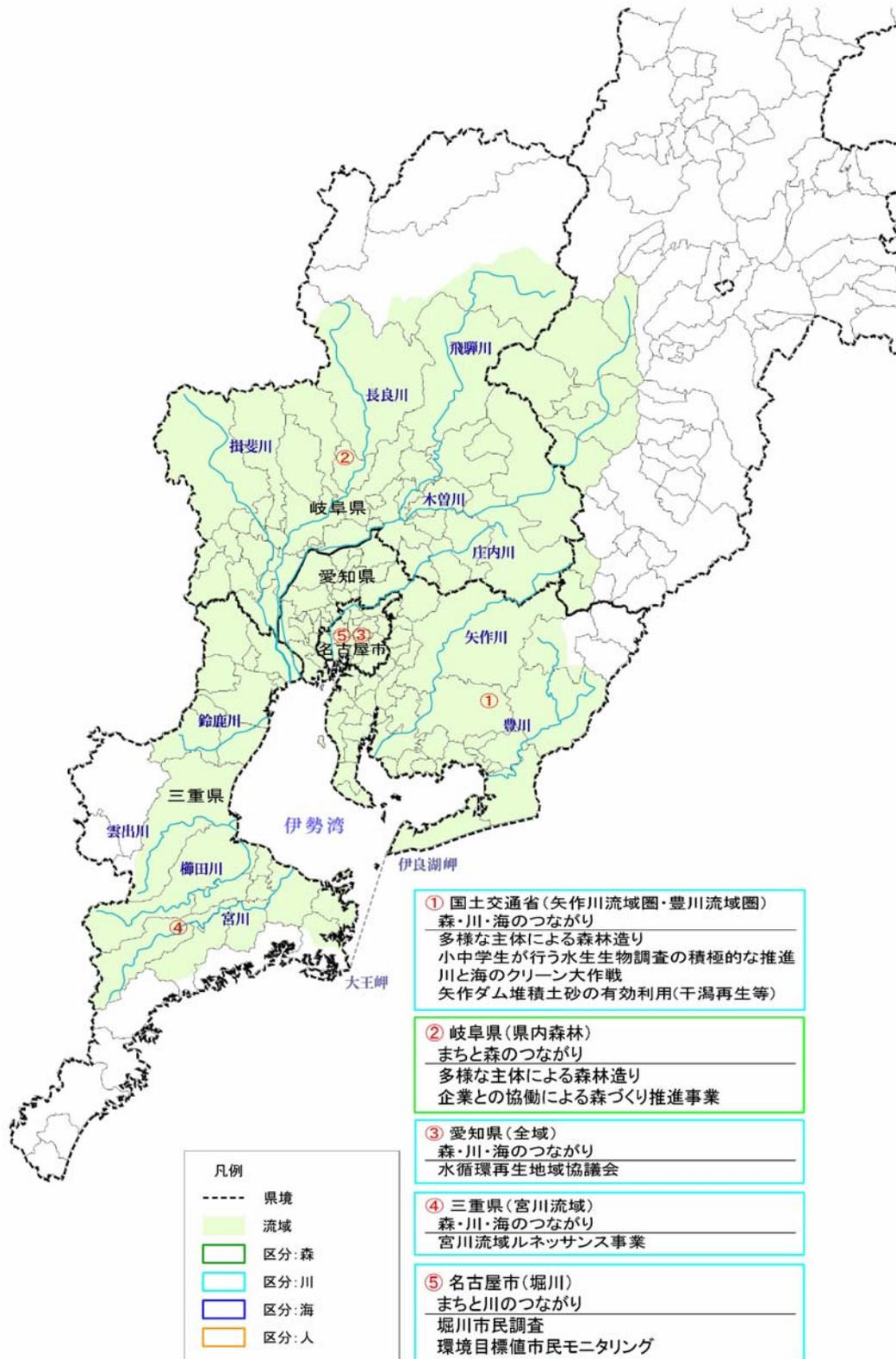
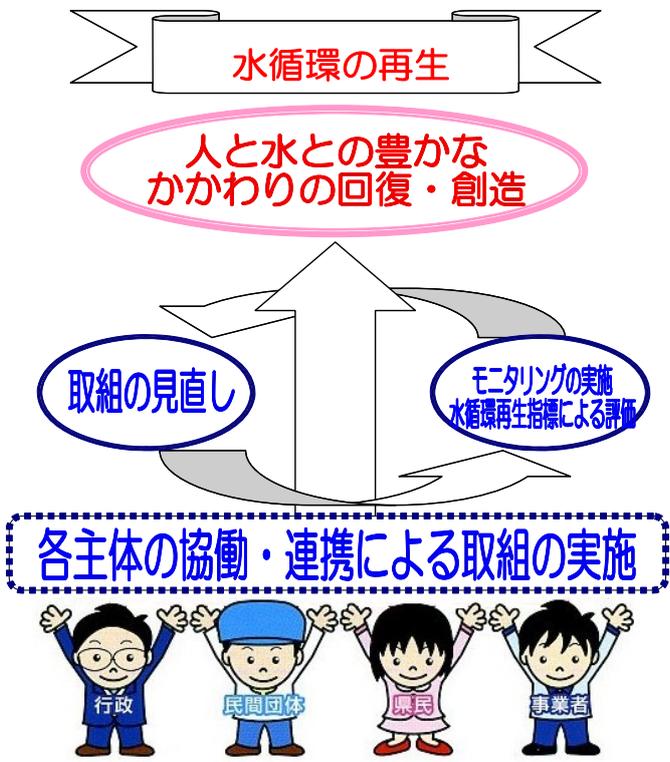


図 19 多様な主体による協働・連携施策事例の位置図

協働・連携事例	まちと森のつながり
場所	岐阜県内森林
施策名等	多様な主体による森林づくり 企業との協働による森づくり推進事業
施策内容 (連携主体・連携内容など)	<p>【事業目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内及び近隣の企業を対象に森づくり説明会(プレゼンテーション・個別説明)を開催し、「企業による森づくり」を促進する。 <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県内及び下流域の愛知県等の企業を対象とした「森づくり」説明会の開催 ・企業に対する事業候補地の紹介、現地説明会 <p>【期待する効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業が森づくりに参加することで、県民協働の森づくり活動の裾野の拡大を図る。 ・企業の活動をチラシや県HP等で普及啓発することで、環境保全に対する県民の意識向上、自主的行動を促進する。 <p>【今後の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森づくり活動を実施する企業を県HPで紹介するとともに、顕著な活動をしている企業については、緑化功労者表彰等で表彰する。 ・「企業の森」のフィールド情報の充実を図り、「ぎふ森林づくりサポートセンター」との連携を強化する。 <pre> graph TD A[H19実施事業] --> B[企業を対象に森づくり説明会 (プレゼンテーション)を開催] B -- 全体説明終了後 --> C[個別説明] C -- 10月~11月 --> D["「企業の森」候補地の現地説明会の開催"] </pre>

協働・連携事例	森・川・海のつながり
場所	愛知県内
施策名等	水循環再生地域協議会
施策内容 (連携主体・連携内容など)	<ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年 3 月に策定した「あいち水循環再生基本構想」に基づき、地域の水循環再生の推進に関する事項等について協議し、活動を行う組織として「水循環再生地域協議会」を設立し、水に関わる全ての主体が、同じ目標に向かい手を携えて取り組む。 <p>【水循環再生地域協議会の特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林から農地、市街地、さらに海までの流域全体を視野に入れ、健全な水循環を再生する取組をするための組織であること。 森林組合、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、土地改良区、民間団体、国、県、市町村など幅広い関係者が、直接意見交換を行う場であること。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 尾張地域：平成 19 年 3 月設立予定 ○ 西三河地域：平成 19 年 1 月 19 日設立 ○ 東三河地域：平成 19 年 1 月 26 日設立  <p>The diagram illustrates the process of water cycle regeneration. At the top, a banner reads '水循環の再生' (Water Cycle Regeneration). Below it, a pink oval contains the text '人と水との豊かなかかわりの回復・創造' (Recovery and creation of rich interaction between people and water). A large white arrow points upwards from a blue dashed box at the bottom. The blue dashed box contains the text '各主体の協働・連携による取組の実施' (Implementation of measures through cooperation and collaboration of various stakeholders). Below this box are four cartoon figures representing different stakeholders: '行政' (Administration), '民間団体' (Private organization), '県民' (Citizens), and '事業者' (Business operators). Two blue ovals are positioned on either side of the central arrow: the left one says '取組の見直し' (Review of measures) and the right one says 'モニタリングの実施 水循環再生指標による評価' (Implementation of monitoring and evaluation using water cycle regeneration indicators).</p>

協働・連携事例	森・川・海のつながり
場所	三重県宮川流域（伊勢市、多気町、大台町、玉城町、度会町、大紀町）
施策名等	宮川流域ルネッサンス事業
施策内容 （連携主体・連携内容など）	<p>宮川流域ルネッサンス事業は、三重県の流域圏づくりのモデル事業として平成9年度から始まった。</p> <p>平成10年度策定の宮川流域ルネッサンスビジョンで、『人と自然との共生』『上下流の交流・連携』『住民・企業・行政のパートナーシップ（協働）』という流域宣言を行うとともに、『清流や森林、溪谷、干潟などの豊かな自然の保全・再生』『豊かで清らかな川の流を蘇らせる健全な水環境の構築』『川とともに育まれてきた歴史・文化の継承・発展』『自然環境と調和した魅力ある流域づくり』を基本理念に掲げ、住民と行政が協働の精神のもと様々な取り組みを進めてきている。</p> <p>具体的には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① エコミュージアムという考え方のもと、約360人の宮川流域案内人がボランティアで流域に関する企画行事を自主的に企画実施し、多くの参加者を得ているが、その行事を行政が広報を中心に応援するなど、互いの役割を明確にしながら取り組みを進めている。 ② 流域の住民約80名が水環境のいっせいチェックを毎月ボランティアで実施し、その結果をホームページで公表するとともに、月1回ワークショップを開催し意見交換を行っている。 ③ 植林活動や清掃活動を住民と行政がともに取り組み、流域全体への広がりが出てきている。こうした取り組みの結果、上流から下流まで流域住民の間で、山や川を大切にという意識の共有化が進んできている。 ④ 流域住民と行政が流域の課題について話し合い、行動へ移すための意見交換の場である「円卓会議」を定期的で開催し、BDF（バイオディーゼル燃料）の取り組みなど住民主体の具体的な動きが生まれ始めている。 <p>などである。</p>



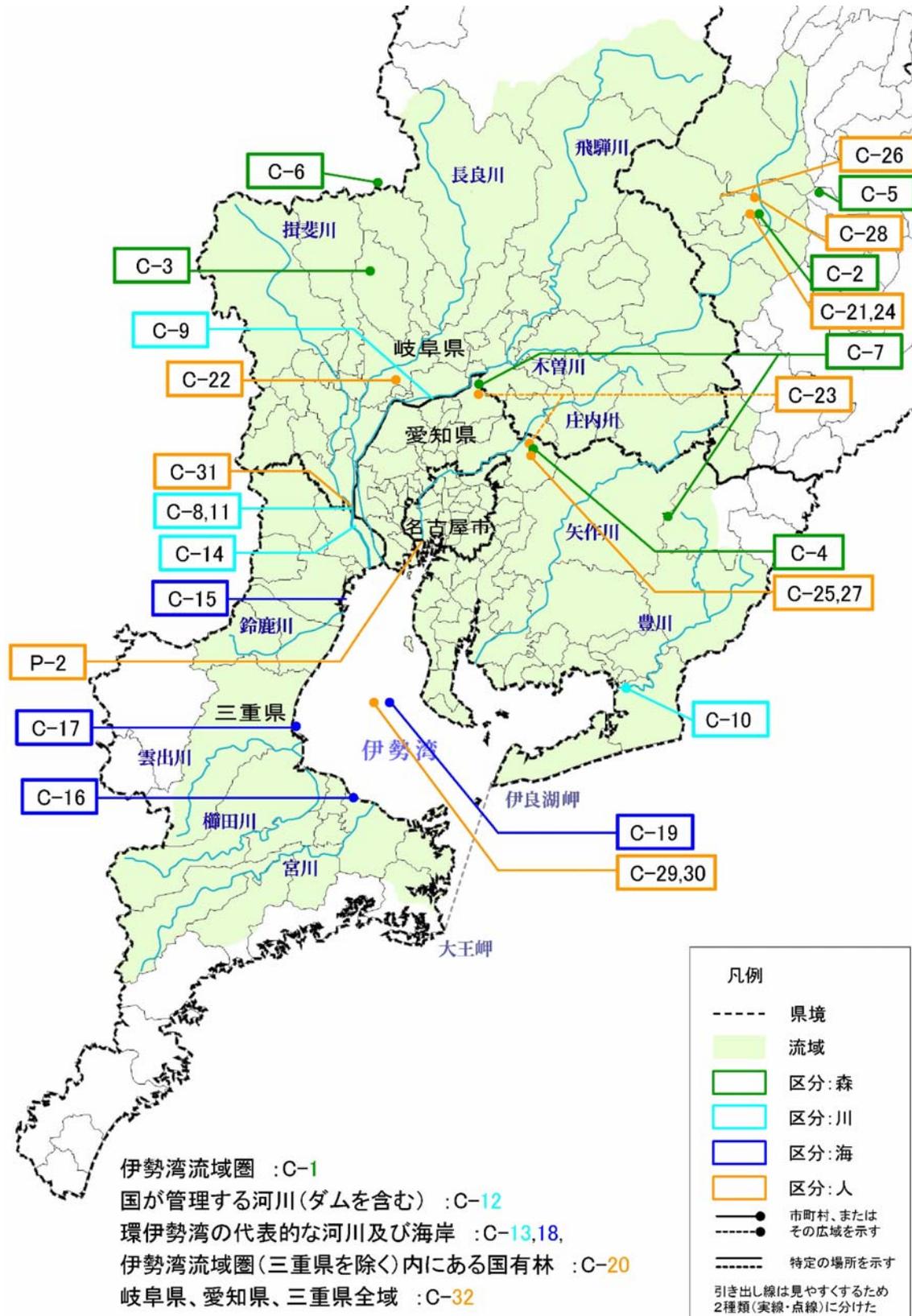
協働・連携事例	まちと川のつながり
場所	堀川（名古屋市）
施策名等	堀川市民調査 環境目標値市民モニタリング
施策内容 （連携主体・連携内容など）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民主体で結成された調査隊が、市民の視線で、水質、におい等の調査を行い、浄化施策の効果の確認、評価を行う。 ・調査活動を通じて水環境に対する市民の意識向上を図る。 
	   <p>（連携して行政側が実施する浄化施策）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清流ルネッサンスⅡ ・合流式下水道の改善 ・高度処理施設の導入 ・なごや水の環復活プランの推進

(3)機関別施策一覧

伊勢湾再生に向けて各機関が実施する施策は次のとおりである。

なお、ここで示す主な施策は本行動計画策定時のものであり、今後必要に応じて見直す。

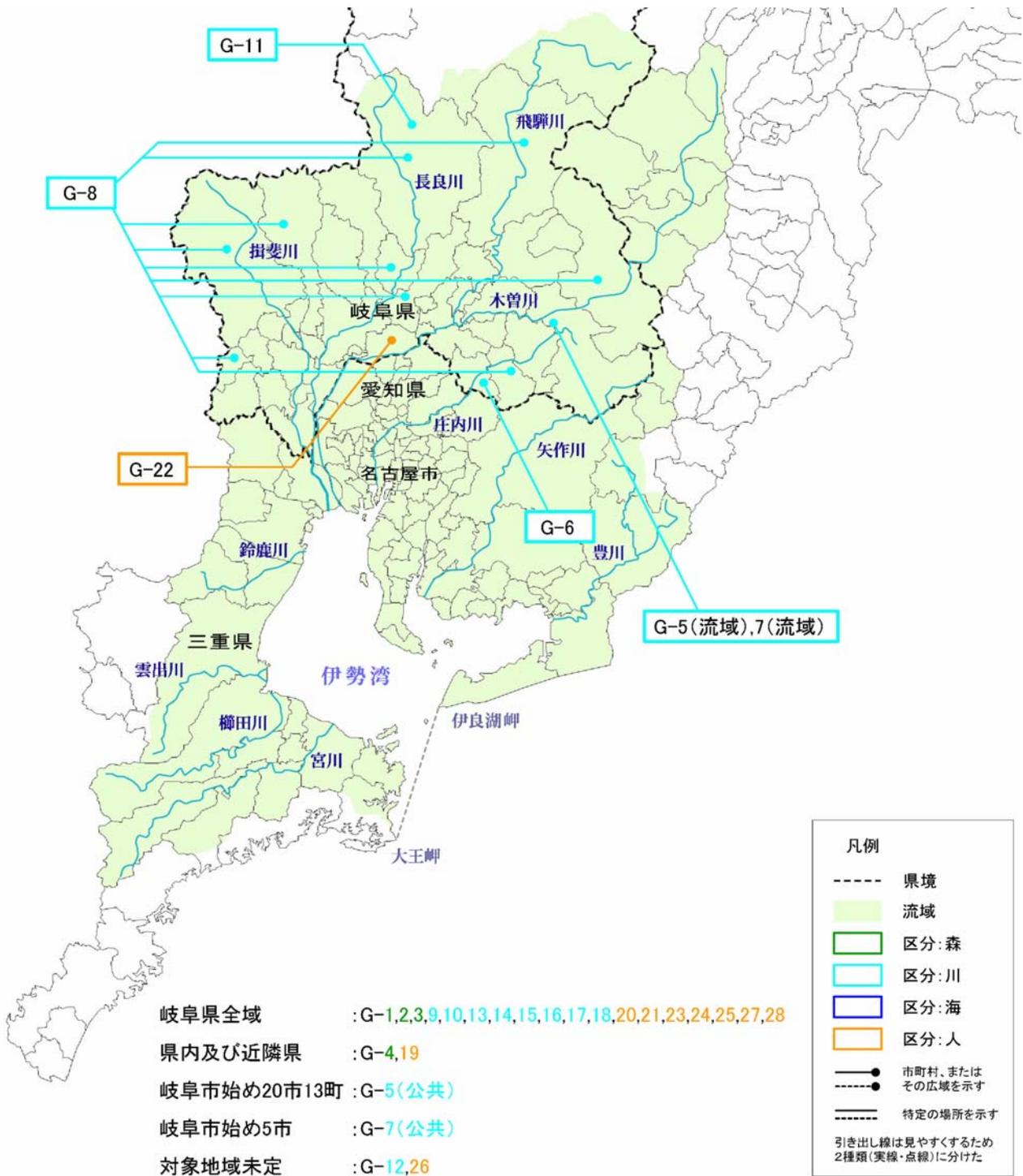
【国の施策】



区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
森	C-1	国有林の保全整備	伊勢湾流域圏内にある国有林
		・ 森林整備事業、治山事業	
	C-2	ふれあいの森制度	小川入国有林
		・ 森林ボランティア団体等と森林管理署長等が協定を結び、国有林を活動の場として、植樹・保育等の森林整備や歩道の整備、環境美化等、自主的な森林整備活動を行う	
	C-3	ふれあいの森制度	神崎国有林
		・ 森林ボランティア団体等と森林管理署長等が協定を結び、国有林を活動の場として、植樹・保育等の森林整備や歩道の整備、環境美化等、自主的な森林整備活動を行う	
	C-4	法人の森制度「みんなの森」	瀬戸国有林
		・ 企業や団体等と契約を結び、国有林を活動の場として、社会貢献活動、環境貢献活動の一環として森林整備を行う	
C-5	中央アルプス木曾駒ヶ岳森林生態系保護地域	木曾駒ヶ岳山頂周辺	
	・ 高山植物を復元する		
C-6	緑の回廊	越美山地	
	・ 保護林と保護林を繋ぎ、野生動物の移動経路の確保と生息地の拡大等を図る		
C-7	ふれあいの森制度	段戸国有林・八曾国有林	
	・ 森林ボランティア団体等と森林管理署長等が協定を結び、国有林を活動の場として、植樹・保育等の森林整備や歩道の整備、環境美化等、自主的な森林整備活動を行う		
川	C-8	国営木曾三川公園 カルチャービレッジ	国営木曾三川公園
		・ 公園緑地を整備する	
	C-9	国営木曾三川公園 江南花卉園芸公園	国営木曾三川公園
		・ 公園緑地を整備する	
	C-10	自然再生事業	豊川下流部
		・ ヨシ原・砂州を再生し、河川の生物環境の回復を図る	
	C-11	自然再生事業	木曾三川河口
		・ ヨシ原や干潟を再生し、生物の生息環境の改善を図る	
C-12	水環境整備事業・自然再生事業・河川利用推進事業	国が管理する河川（ダムを含む）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な河川環境及びダム環境を保全・復元並びに創出することを目的に、河川とダムの連携を図る ・ 水環境 汚濁の著しい河川とダム貯水池の水質改善を図る ・ 自然再生 魚類の遡上・降下環境の改善、自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生を図る ・ 利用推進 環境学習や癒しの場として周辺地域と一体となって親水や舟運等の河川利用の推進を図る 		
C-13	川と海のクリーンアップ大作戦	環伊勢湾の代表的な河川及び海岸	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民と行政が一体となり清掃活動を実施する ・ 「ゴミを捨てない、捨てさせない」という意識の向上を図る 		
C-14	国営木曾三川公園 船頭平河川公園	国営木曾三川公園	
	・ 植物による水質浄化を実施する		

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
海	C-15	環境配慮型防波堤	四日市港
		・ 海上交通の安全性の確保と港湾の海水交換の効率を高めるため、透過型防波堤の整備を推進する	
	C-16	人工海浜	伊勢湾西南海岸
		・ 堤防の老朽化対策、耐震対策にあわせ、砂浜の保全・再生を図る	
	C-17	高潮対策事業	津松阪港海岸
		・ 堤防耐震化とともに安全で人々が快適に水辺に近づける堤防の整備を行う	
C-18	川と海のクリーンアップ大作戦 【C-13再掲】	環伊勢湾の代表的な河川及び海岸	
C-19	海洋環境整備事業	港湾区域・漁港区域を除く一般海域	
	・ 海洋環境整備船により、伊勢湾・三河湾に浮遊しているごみの回収を推進する		
人	C-20	国民参加の森林づくり 「名古屋シティブォレスター事業」	伊勢湾流域圏（三重県を除く）内にある国有林
		・ 一般公募により国有林の森林整備等を実施する	
	C-21	木曾川・森林づくりin赤沢	赤沢自然休養林
		・ 木曾川下流域の住民を対象として森林整備等を実施する	
	C-22	森林生態系保全・再生対策事業	金華山国有林
		・ 乾燥害等により枯損した木の伐倒処理、保護柵設置、植生の回復を図る	
	C-23	森林環境教育の推進「遊々の森」制度	瀬戸国有林・八曾国有林
		・ 小・中・高等学校や教育委員会と協定を締結し、国有林をフィールドとして森林環境教育等を実施する	
	C-24	赤沢木材利用等展示エリア	赤沢自然休養林
		・ 間伐の推進、複層林化、針広混交林化、林道事業、治山事業、森林技術の開発・普及を行う	
	C-25	森林ふれあい講座	定光寺自然休養林外
		・ 一般者を対象として森林環境教育等を実施する	
	C-26	自然再生推進モデル事業	長野県西部地震災害復旧地
		・ 在来樹種による針広混交林へ誘導するためにボランティア、学生による森林整備等を実施する	
C-27	レクリエーションの森の整備・活用	定光寺自然休養林	
	・ 自然環境の保全、地域振興等に十分に配慮しながら、森林や施設を計画的に整備する		
C-28	自然再生推進モデル事業	城山国有林	
	・ 「城山史跡の森」づくりにおける自然再生を行う ・ 森林環境教育の拠点を整備する		
C-29	漂着ゴミ調査<モニタリング調査>	愛知県及び三重県の伊勢湾沿岸域	
	・ 流入汚濁負荷の現状を調査するため、連携・協働して漂着ゴミ調査を実施し、分析評価する		
C-30	安心・安全な海域の創出	愛知県及び三重県の伊勢湾沿岸域	
	・ 安心・安全な海域を創出するため、夏季を重点に着衣水泳や自己の生命を確保するための各種教室、イベント等を協働・連携して推進する		
C-31	国営木曾三川公園	国営木曾三川公園	
	・ ネーチャーガイドプログラム等 環境教育プログラムを実施する		
C-32	環境保全思想の普及・啓発	岐阜県・愛知県・三重県	
	・ 環境教室、イベント等環境保全思想の普及・啓発、特に小中学生を対象にした環境保全思想の普及・啓発を協働・連携して推進する		
P-2	藤前干潟の保全と活用	藤前干潟周辺	
	・ 国、自治体、市民・NPO、学識経験者等で構成される協議会を通して、藤前干潟の保全・活用を推進する		

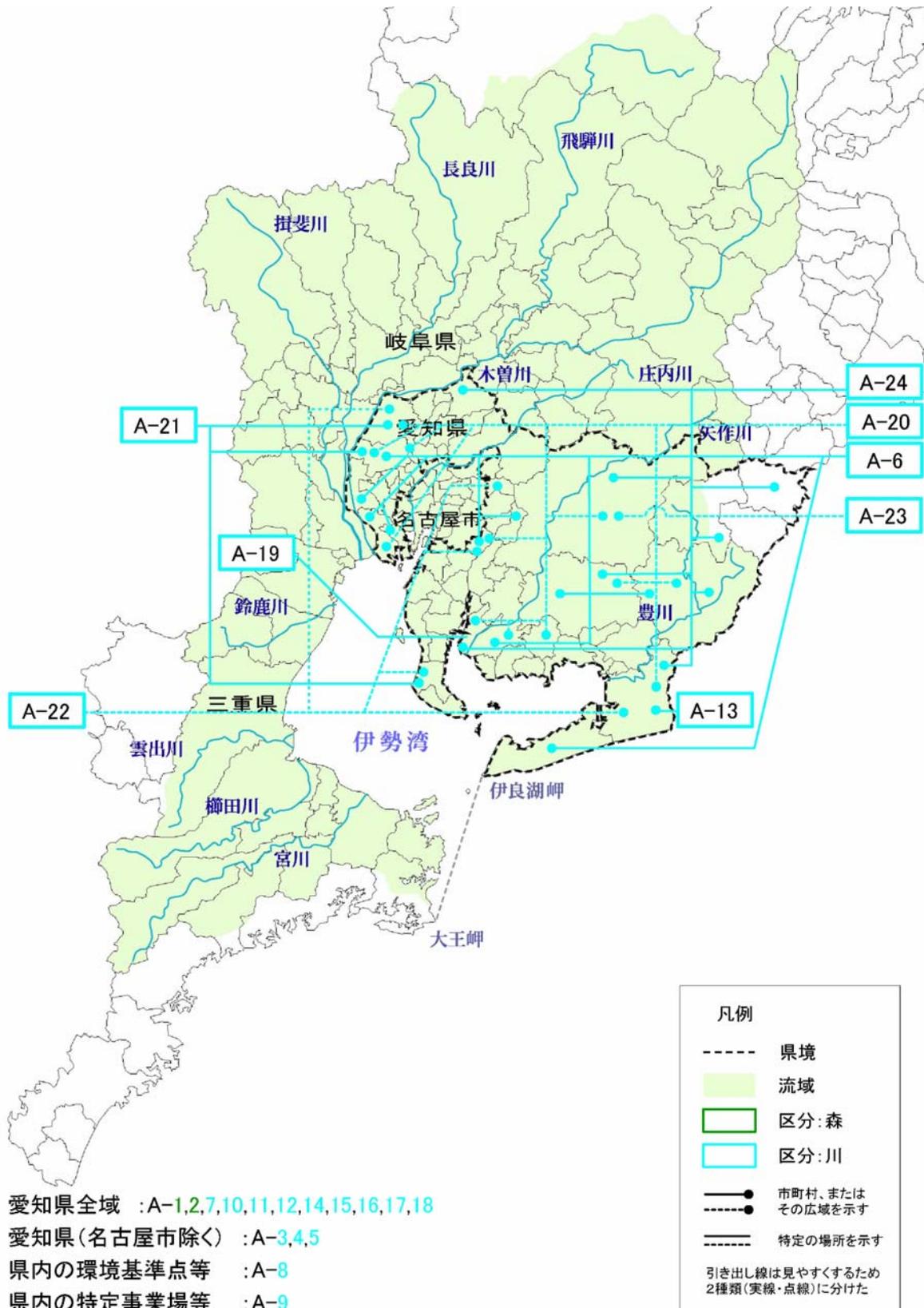
【岐阜県の施策】



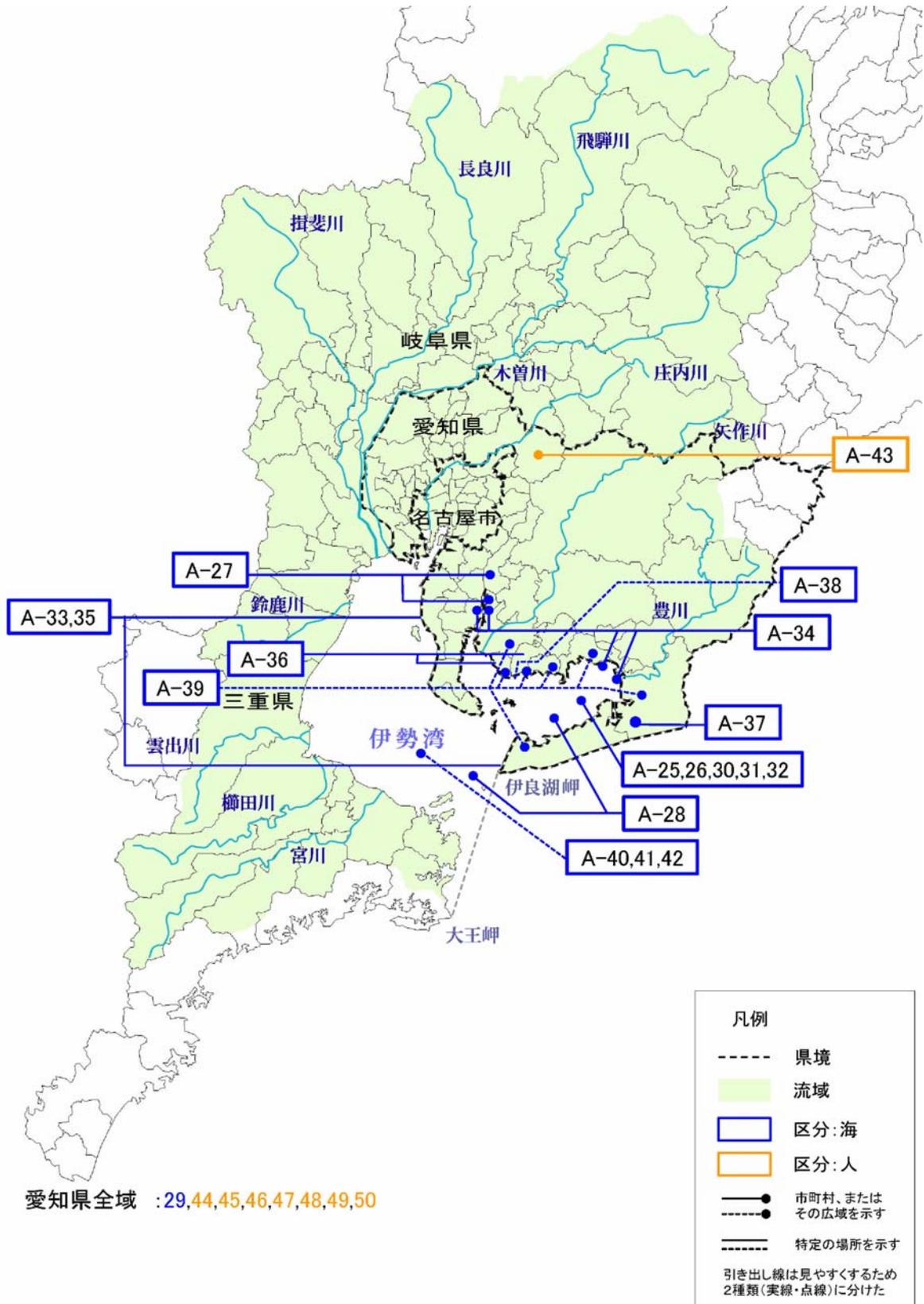
区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
森	G-1	岐阜県治山事業	全域
		・ 荒廃山地、荒廃危険山地等の復旧・整備を行う ・ 保安林の機能を維持強化するための森林の整備を行う ・ 水源地域における荒廃森林の総合的な整備を行う	
	G-2	岐阜県森林整備事業	全域
		・ 森林所有者等が実施する森林施業に対して助成する ・ 森林の持つ公益的機能の確保、森林資源の整備充実及び山村経済の振興を図る	
	G-3	岐阜県森林づくり基本計画	全域
		・ 中長期的な目標、総合的かつ計画的に実施すべき施策を明示し、 今後5年間の（平成19年度から23年度）の具体的な取り組みと目標を定めた	
G-4	企業との協働による森づくり推進事業	県内及び近隣県	
	・ 県内及び近隣県の企業を対象に森づくり説明会等を開催し、「企業による森づくり」を促進することで 県民協働による森づくり活動を推進する		
P-1	木曾三川水源造成公社事業費貸付金	木曾三川水源地域	
	・ 東海三県一市が協調して公社に資金を貸付け、木曾三川の水源地の森林を整備する		
川	G-5	下水道整備	<流域下水道事業> 木曾川右岸流域下水道 <公共下水道事業> 岐阜市など20市13町
		・ 生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため下水道の整備を推進する	
	G-6	合流式下水道の改善	多治見市
		・ 合流式下水道の改善のため、貯留管等の設置を行う	
	G-7	高度処理施設の導入	<流域下水道事業> 木曾川右岸流域下水道 <公共下水道事業> 岐阜市など5市
		・ 公共用水域の水質保全のため下水の高度処理施設の整備を推進する	
	G-8	農業集落排水事業	本巢市、郡上市、土岐市、 揖斐川町、関市、下呂市、 美濃市、関ヶ原町、中津川市
		・ 農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設を整備する	
	G-9	岐阜県浄化槽設置整備事業	県内市町村
		・ 住民が設置する合併処理浄化槽に対する市町村の補助額の1/3を補助する ・ 上記補助により、合併処理浄化槽の計画的な整備を図り、伊勢湾に流入する汚濁負荷量の削減を図る	
	G-10	ぎふクリーン農業生産流通総合整備事業	全域
		・ ぎふクリーン農業の推進に必要な機械・施設等の整備に対し支援する	
	G-11	畜産担い手育成総合整備事業	郡上市
		・ 畜舎整備とあわせて行う家畜排せつ物処理施設整備に対し補助する	
	G-12	岐阜県畜産の里づくり事業	未定
		・ 家畜排せつ物法対象外の小規模畜産農家を含む共同の家畜排せつ物処理施設整備に対し補助する	
	G-13	資源循環型畜産確立推進事業	全域
		・ 家畜排せつ物の適正処理に係る指導・調査、専門技術者養成を実施する	
G-14	農地・水・農村環境保全向上活動支援交付金	全域	
	・ 農地、農業用施設及び地域環境の保全向上に資する共同活動を支援する		
G-15	農地・水・環境保全向上対策営農活動支援交付金	全域	
	・ 農地、農業用施設及び地域環境の保全向上活動と一体的に、農業及び化学肥料を大幅に低減するなど、 地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援する		
G-16	生活環境美化対策事業	全域	
	・ 空き缶クリーンキャンペーン週間を設け、空き缶等のポイ捨て防止等の啓発を図る ・ 県民の環境美化意識の高揚を図る ・ 県職員等による清掃活動を実施する ・ 環境美化の推進に貢献した個人・団体を表彰する		
G-17	自然の水辺復活プロジェクト	全域	
	・ 岐阜県下の自然環境の保全・復元・創出を効果的に進めるため、 「産学民官の協働」、「モノづくり」、「人づくり」、「現場での研究」の4つの施策を連携させ、 河川を主とした県下の自然共生を進める		
G-18	「ぎふ・ふるさとの水辺」認定事業	全域	
	・ 岐阜県下の自然環境の保全・復元・創出を効果的に進めるため、 「産学民官の協働」、「モノづくり」、「人づくり」、「現場での研究」の4つの施策を連携させ、 河川を主とした県下の自然共生を進める		

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
人	G-19	企業との協働による森づくり推進事業【再掲：G-4】	県内及び近隣県
		・ 県内及び近隣県の企業を対象に森づくり説明会等を開催し、「企業による森づくり」を促進することで県民協働による森づくり活動を推進する	
	G-20	「ぎふ・ふるさとの水辺」認定事業【再掲：G-18】	全域
		・ 岐阜県下の自然環境の保全・復元・創出を効果的に進めるため、「産学民官の協働」、「モノづくり」、「人づくり」、「現場での研究」の4つの施策を連携させ、河川を主とした県下の自然共生を進める	
	G-21	カワグライオッチング普及事業	全域
		・ カワグライオッチング [※] を多くの小中学生等に実施してもらい、河川に対する環境保全意識の高揚を図る ※水に親しみながらできる河川水質調査（水生生物による水質調査）	
	G-22	世界淡水魚園(アクア・トト)	各務原市
		・ 環境共生型テーマパーク「河川環境楽園」内にあり環境学習の実践の場等として設立された日本最大級の淡水魚水族館 ・ 子どもから大人まで岐阜県の自然環境、河川環境を楽しく学ぶことができる	
	G-23	農地・水・農村環境保全向上活動支援交付金【再掲：G-14】	全域
		・ 農地、農業用施設及び地域環境の保全向上に資する共同活動を支援する	
G-24	農地・水・環境保全向上対策営農活動支援交付金【再掲：G-15】	全域	
	・ 農地、農業用施設及び地域環境の保全向上活動と一体的に、農薬及び化学肥料を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援する		
G-25	川を題材とした「総合的な学習の時間」への支援	全域	
	・ 次代を担う子供たちに川を題材とした環境、川の役割を知ってもらい ・ 未来の地球環境や水害軽減のための取り組みのあり方を河川管理者と共に考えるパートナーを育むことを目的とする		
G-26	田んぼの仲間生息環境保全事業	未定	
	・ 子供や地域住民等に農業用水路や水田の生き物調査を実施してもらい、農業の大切さ、多様な生き物が生息する環境の大切さの理解を図る		
G-27	ぎふ地球環境大学養成講座	全域	
	・ 地域、団体の活動実践リーダー等を対象とした講座を実施する ・ 具体的には、水質汚染などの環境問題をテーマにした講義や将来にわたって安心して健康的な生活を継続する方策に関するディスカッションなどを実施する ・ 環境ポータルサイト等で議論過程や成果を発表し情報共有を図る		
G-28	圏域別「環境塾」開催事業	全域	
	・ 各圏域における環境学習を支援するため、専門家、地域の有識者を講師として招き、「環境塾特別講座」を開催する ・ 具体的には、ホテルの棲む川の保全や地球温暖化問題などについて講義や実験などを実施する ・ 事業実施にあたっては、環境NPOや地元有識者、民間事業者に講師を依頼し、また協働型委託を行うなど、県民協働を推進する		

【愛知県の施策 1/2】



【愛知県の施策 2/2】

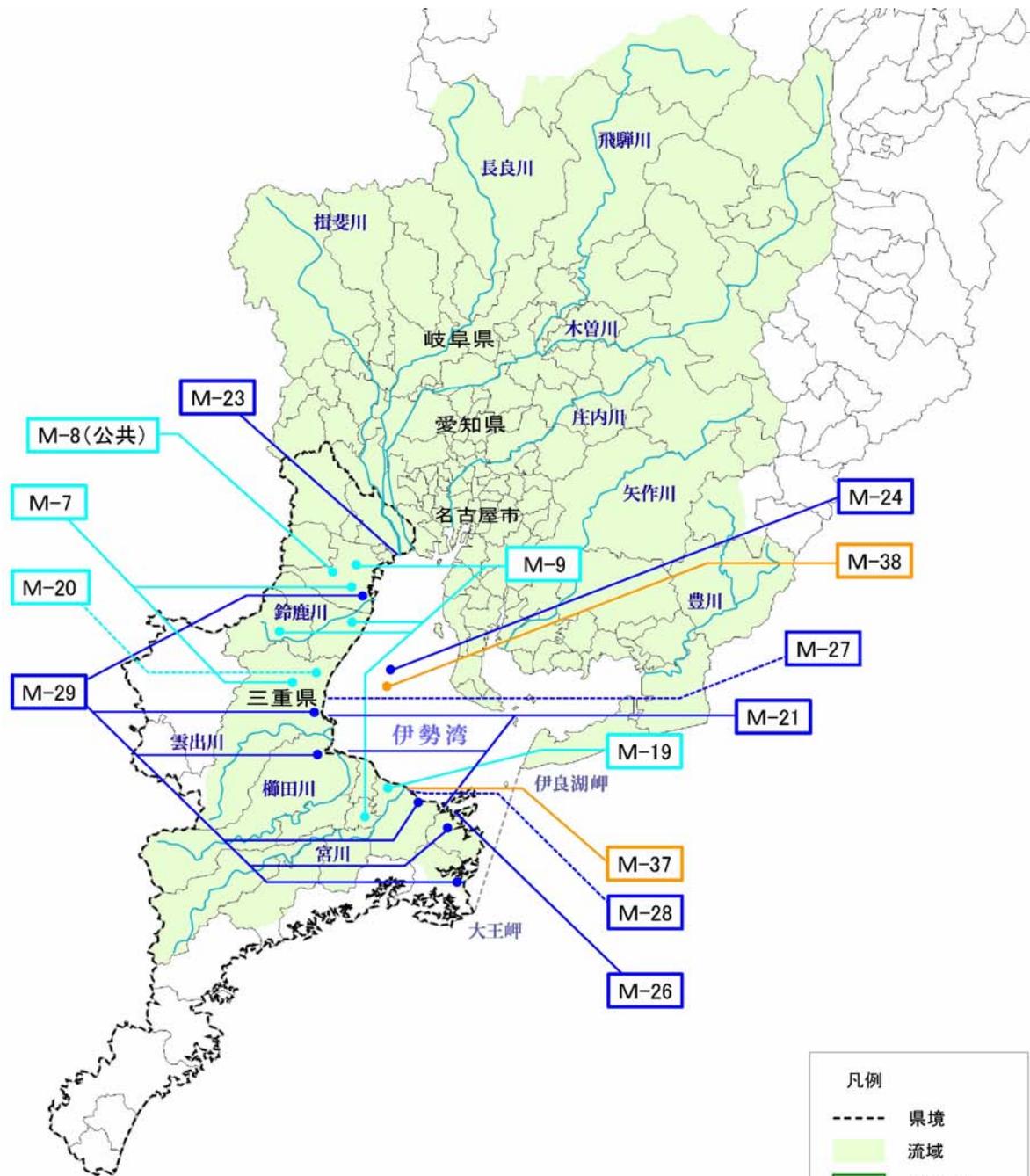


区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
森	A-1	治山事業 ・ 災害防止、水源かん養等の機能が低下した森林等に対して調整伐、改植、下刈り等の森林整備を行う	全域
	A-2	造林事業 ・ 森林所有者が行う植栽、下刈、枝打、間伐等の森林整備に対して助成を実施する	全域
	P-1	木曾三川水源造成公社事業費貸付金 ・ 東海三県一市が協調して公社に資金を貸付け、木曾三川の水源地の森林を整備する	木曾三川水源地域
川	A-3	下水道整備 ・ 生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため、下水道整備を推進する	<流域下水道事業> 矢作川流域下水道始め11流域下水道 <公共下水道事業> 豊橋市始め34市22町
	A-4	合流式下水道の改善 ・ 合流式下水道の改善のため、吐き口対策スクリーン、遮集管、雨水貯留施設等の設置を行う	<公共下水道事業>豊橋市始め5市
	A-5	高度処理施設の導入 ・ 公共用水域の水質保全のため高度処理施設の整備を推進する	<流域下水道事業>矢作川流域下水道始め11流域 <公共下水道事業>豊橋市始め3市
	A-6	農業集落排水事業費補助金 ・ 農村生活環境の改善並びに公共用水域等の水質保全のため、農業集落排水施設を整備する	豊明市、三好町、愛西市、弥富市、飛島村、稲沢市、西尾市、岡崎市、田原市、新城市
	A-7	農業ゼロエミッション推進事業 <集落排水汚泥等有機物資源利用促進事業> ・ 農業集落排水汚泥の循環利用を促進するため、地域別の循環構想を構築する	全域
	A-8	河川等公共用水域水質監視 ・ 公共用水域及び地下水の水質常時監視を実施する	県内の環境基準点等
	A-9	工場・事業場排水規制 ・ 水質汚濁防止法に基づき、工場事業場の濃度規制、総量規制及び指導を実施する ・ ゴルフ場における農業の適正な利用について、適正な維持管理を指導する	県内の特定事業場等
	A-10	生活排水対策の普及啓発 ・ 生活排水対策の重要性を啓発し、県民意識の高揚を図り、生活排水対策実践活動の普及・定着を促進する	全域
	A-11	浄化槽整備 ・ 既設の単独処理浄化槽について、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽への転換の促進を図る ・ 併せて窒素・リンが削減できる高度処理型の浄化槽の普及を推進する	全域
	A-12	環境保全型農業推進事業 ・ 環境にやさしい農業を普及させるための試験研究や調査を実施する ・ 環境にやさしい農業に取り組む農家の活動を支援する	全域
	A-13	資源循環型畜産推進事業補助金 ・ 畜産農家等が共同で家畜排せつ物処理高度化施設等を整備する事業に対する補助を行う	豊橋市
	A-14	資源循環型畜産確立推進指導事業 ・ 畜産環境保全巡回指導、水質検査及びたい肥利用研修会を開催する	全域
	A-15	家畜排せつ物適正処理対策 ・ 家畜排せつ物法に基づく立ち入り検査、専門技術者養成及びたい肥成分分析を実施する	全域
	A-16	農業ゼロエミッション推進事業 <集落排水汚泥等有機物資源利用促進事業> ・ 愛知県の実情に即した、地域で実際に適用可能な家畜排せつ物の新たな利活用システムを調査、検討する	全域
	A-17	農地・水・環境保全向上対策 <共同活動支援交付金> ・ 農地、用排水路等農業用施設及び地域環境の保全向上に資する共同活動を支援する	全域
	A-18	農地・水・環境保全向上対策 <営農活動支援交付金> ・ 農地、農業用施設及び地域環境の保全向上活動と一体的に、農業及び化学肥料を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援する	全域
	A-19	清流ルネッサンスⅡ ・ 油ヶ淵の水質改善を図るため、県、油ヶ淵周辺4市とNPOが連携して河川事業（浚渫・覆砂等）、下水道事業、その他施策を実施する	油ヶ淵
	A-20	水環境整備事業費 ・ 水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する	一宮市、豊明市、弥富市、稲沢市、春日町、幸田町、豊田市、碧南市、西尾市、岡崎市、豊橋市、新城市

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
川	A-21	農村活性化住環境整備事業 ・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する	稲沢市、美浜町、尾西市
	A-22	農村自然環境整備事業 ・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する	豊明市、一宮市、長久手町、美浜町、豊橋市
	A-23	ふるさと水と土ふれあい事業 ・水路、ため池等の農業水利施設の整備、保全管理と合わせて生態系や景観に配慮した水辺空間、快適な生活環境を整備する	豊田市
	A-24	漁場環境保全対策 ＜内水面漁場清掃事業費補助金＞ ・河川・湖沼の清掃美化活動に対して助成する	犬山市、岡崎市、碧南市、豊田市、豊橋市、新城市、設楽町、豊根村
海	A-25	海域環境創造事業 ・覆砂を行うことにより、汚泥からの栄養塩の溶出を封じ込める	三河湾
	A-26	深掘跡の埋め戻し ・三河湾に存在する深掘跡を埋め戻して修復を図り、貧酸素水塊の発生を抑える ・埋め戻しには、三河港内で発生する浚渫土砂を活用する ・砂質系浚渫土による覆砂を行う	三河湾
	A-27	海域浄化対策事業 ・水域環境の改善を図るとともに、悪臭等の公害防止を図るため、海底に堆積している有機汚泥を浚渫する	衣浦湾北部海岸（刈谷市、高浜市）
	A-28	海域水質監視 ・海域の水質監視を実施する	伊勢湾、三河湾
	A-29	漁場環境調査試験 ・水質浄化や生態系回復に有効な干潟、浅場等の造成技術を開発する ・底生生物に被害を及ぼす貧酸素水塊の動向を把握する ・有用生物の大量へい死要因等を解明する	伊勢湾、三河湾
	A-30	干潟・浅場造成事業 ・漁場生産力の回復、水質浄化機能の向上を図るため、干潟浅場を造成する	三河湾（一色町地先、吉良町地先）
	A-31	海の恵み育成・啓発推進事業 ＜藻場、干潟造成新技術推進事業＞ ・藻場造成新技術を海域における事業規模で実証する ・藻場機能の数値化並びに人工干潟造成材の適性評価を行う	伊勢湾
	A-32	漁場環境保全対策 ＜漁場環境監視事業、赤潮・貝毒被害防止対策＞ ・漁場環境の実態調査を行う ・赤潮・苦潮の監視による漁場被害を防止する ・貝類の安全確保対策を実施する	伊勢湾、三河湾
	A-33	海岸環境整備事業 ・砂浜の保全・再生を図るため離岸堤、突堤の整備や養浜を行う	坂井海岸（常滑市）、伊良湖港海岸（田原市）
	A-34	港湾環境整備事業 ・緑地の整備を行い、憩いの場の創出を図る	東浦地区、高浜地区、大塚地区、御津地区
	A-35	海岸環境整備事業 ・安全で人々が快適に利用できる海岸を創出するよう緩傾斜護岸、植栽、トイレ等を整備する	坂井海岸（常滑市）、伊良湖港海岸（田原市）
	A-36	高潮対策事業 ・堤防耐震化とともに、安全で人々が快適に水辺に近づけるよう堤防の緩傾斜化を図る	吉良海岸（吉良町）、真野海岸（一色町）
	A-37	漁村コミュニティ基盤整備事業補助金 ・海辺の交流広場（漁業体験学習施設）を整備する	豊橋市
	A-38	ポートパーク ・浮桟橋を整備し、放置艇解消により、地域環境の向上、防災上の改善を図る ・マリレジャーの拠点として海辺の魅力向上を図る	吉田港（吉良町）
	A-39	漁場環境保全対策 ＜漁場クリーンアップ事業＞ ・海浜の清掃を行う	豊橋市、西尾市、蒲郡市、常滑市、美浜町、一色町、吉良町、幡豆町、田原市
	A-40	海岸・港湾・漁港愛護活動報償費 ・海岸、港湾、漁港における市民清掃活動を支援する	
	A-41	流木等処理負担金 ・台風等で海岸に漂着した流木等を処理する市町を支援する	
	A-42	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 ・台風等で海岸保全施設に影響を与えるほど大規模に漂着した流木等について、海岸管理者が処理する	

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
人	A-43	あいち海上の森保全活用事業	瀬戸市
		<ul style="list-style-type: none"> 「海上の森保全活用計画」に基づき、「海上の森」を愛知万博記念の森として将来にわたり保全する 人と自然の関わりのあり方を探求する場として、県民参加のもとに森林や里山に関する学習と交流の拠点づくりを進める 人と自然の共生を推進する指導者等の人材を育成する 	
	A-44	水田水質浄化機能評価事業	全域
		<ul style="list-style-type: none"> 県民自ら水田の持つ多面的機能を体験（水質調査、生きもの調査） 水田の持つ水質浄化機能に対する県民の理解促進を図る 	
	A-45	農地・水・環境保全向上対策 ＜共同活動支援交付金＞【再掲：A-17】	全域
		<ul style="list-style-type: none"> 農地、用排水路等農業用施設及び地域環境の保全向上に資する共同活動を支援する 	
	A-46	農地・水・環境保全向上対策 ＜営農活動支援交付金＞【再掲：A-18】	全域
		<ul style="list-style-type: none"> 農地、農業用施設及び地域環境の保全向上活動と一体的に、農薬及び化学肥料を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援する 	
	A-47	海の恵み育成・啓発推進事業 ＜あいち海の恵み普及啓発事業＞	全域
		<ul style="list-style-type: none"> 海の恵みや大切さに関する県民の理解促進を図るため、海の恵みや海の大切さを紹介する企画展及び漁業現場を体感する取組を行う 本県水産物の認知度を向上する事業計画を募集し、計画提案者に委託して事業を実施する 	
A-48	水循環再生指標モニタリング	全域	
	<ul style="list-style-type: none"> 住民と行政が連携・協働し、森から海まで流域全体を視野に入れた水環境に関するモニタリングを実施する 		
A-49	協働・連携による水循環の再生	全域	
	<ul style="list-style-type: none"> 「あいち水循環再生基本構想」に基づき、地域の水循環再生の推進に関する事項等について協議し、活動を行う組織として「水循環再生地域協議会」を設立し、水に関わる全ての主体が同じ目標に向かい手を携えて取り組む 		
A-50	「あいち環境学習プラザ」等における環境学習の展開	全域	
	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年2月に開館した「あいち環境学習プラザ」（愛知県環境調査センター内）や平成19年3月に開館する「もりの学舎（まなびや）」（愛・地球博記念公園内）を拠点に実施する環境学習事業の中で、水質関係の講座等を開催する 		
P-3	生物多様性条約第10回締約国会議の誘致推進	名古屋市内全域	
	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県・名古屋市を国内候補地として日本へ招致することが閣議了解された「生物多様性条約第10回締約国会議」の誘致を推進する 		

【三重県の施策】



- 三重県全域 : M-1,2,3,4,5,12,13,15,16,17,18,22,25,30,31,32,33,34,35,36
- 全域の河川 : M-14
- 県内の環境基準点等 : M-10
- 北勢沿岸流域下水道始め3流域下水道(6処理区) : M-6(流域),8(流域)
- 津市始め8市7町 : M-6(公共)
- 県内の特定事業場等 : M-11

凡例

- 県境
- 流域
- 区分:森
- 区分:川
- 区分:海
- 区分:人
- 市町村、またはその広域を示す
- 特定の場所を示す

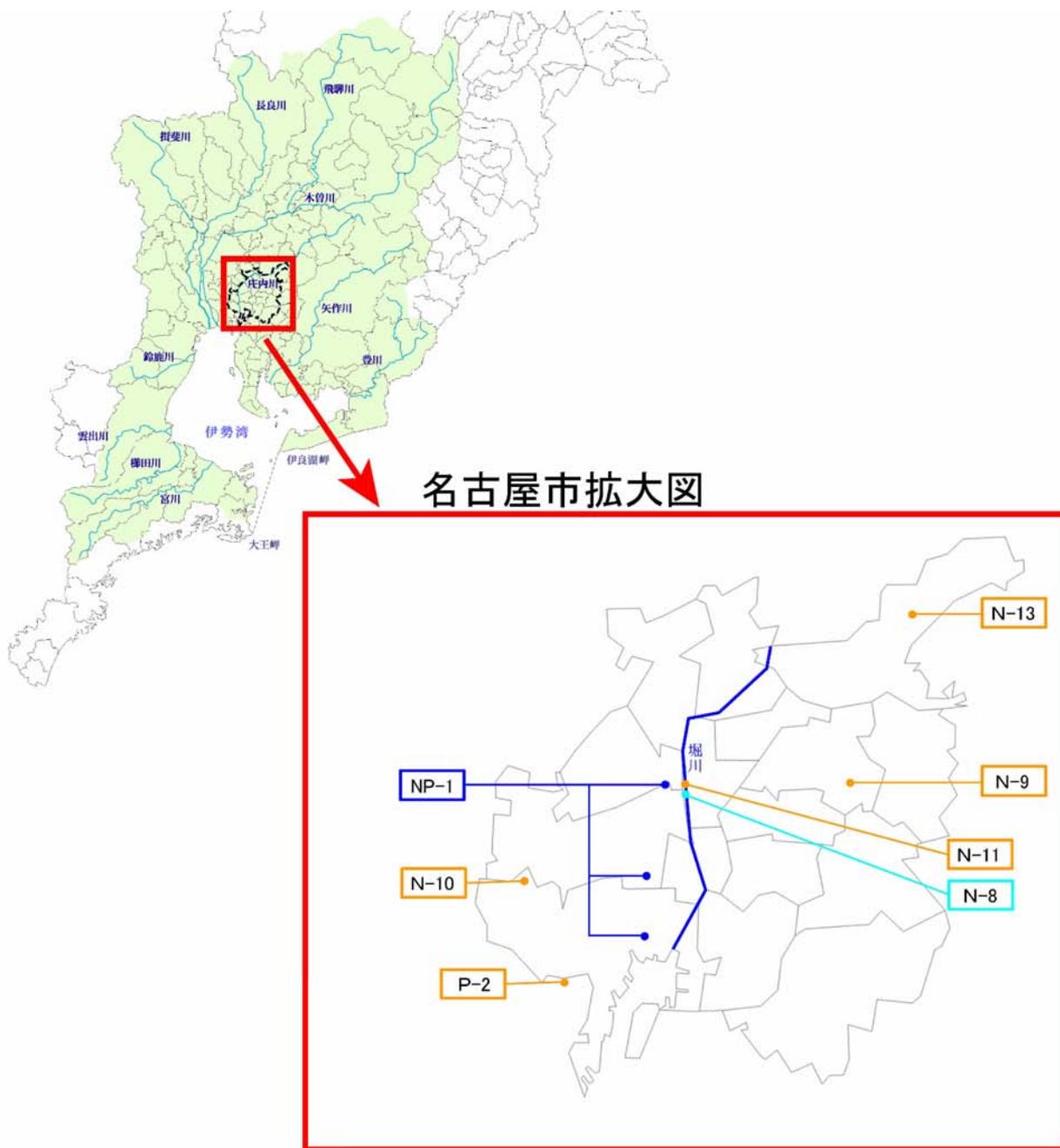
引き出し線は見やすくするため2種類(実線・点線)に分けた

区分	No.	施策名	対象地域	
		施策内容		
森	M-1	治山事業	全域	
		・ 山地災害の防止や良質な水の安定供給など、県民生活の安全を確保するため、治山施設の整備を進めるとともに、水源地域等の森林の造成整備を総合的に実施する		
	M-2	造林事業	全域	
		・ 森林の公益的機能の高度発揮をはかるため、植栽、下刈、間伐等の森林整備を促進する		
	M-3	森林環境創造事業	全域	
		・ 環境林において、森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるよう、間伐などにより針葉樹と広葉樹との混交林への誘導を行うなど多様な森林づくりを行う		
	M-4	環境林整備治山事業	全域	
・ 居住地などの上流部に位置する環境林内の保安林等において、災害に強い森林づくりのための間伐を実施する				
M-5	高齢林整備間伐促進事業	全域		
・ 生産林において、植栽から伐採までの育成期間の長期化に対応するため、高齢級（36年生以上）の間伐を促進し、森林の健全育成をはかる				
P-1	木曾三川水源造成公社事業費貸付金	木曾三川水源地域		
・ 東海三県一市が協調して公社に資金を貸付け、木曾三川の水源地の森林を整備する				
川	M-6	下水道整備	<流域下水道事業> 北勢沿岸流域下水道始め3流域下水道(6処理区) <公共下水道事業> 津市始め8市7町	
		・ 生活環境の改善、公共用水域の水質保全のため、下水道整備を推進する		
	M-7	合流式下水道の改善	津市、四日市市	
	・ 公共用水域の水質保全のため高度処理施設の整備を行う			
	M-8	高度処理施設の導入	<流域下水道事業> 北勢沿岸流域下水道始め3流域下水道(6処理区) <公共下水道事業> 四日市市 (H19は詳細設計)	
		・ 公共用水域の水質保全のため高度処理施設の整備を推進する		
M-9	農業集落排水整備事業	四日市市・鈴鹿市・亀山市・玉城町		
・ 農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持又は農村生活環境の改善を図る ・ 公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水又は雨水を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資する				
M-10	河川等公共用水域水質監視	県内の環境基準点等		
	・ 公共用水域及び地下水の水質常時監視を実施する			

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
川	M-11	工場・事業場排水規制 ・ 水質汚濁防止法に基づき、工場事業場の濃度規制、総量規制及び指導を実施する ・ ゴルフ場における農業の適正な利用について、適正な維持管理を指導する	県内の特定事業場等
	M-12	生活排水総合対策指導事業 ・ 生活排水対策の総合的な推進によって、公共用水域の水質保全を図る	全域
	M-13	浄化槽設置促進事業 ・ 快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質の維持・改善をはかるため、市町が実施する浄化槽の設置に対する助成や個人の設置に対し補助を行う市町に対する助成を行い、浄化槽の普及を促進する	全域
	M-14	河川愛護月間に合わせた清掃活動 ・ 流木・粗大ゴミ等の処理、撤去による河川環境の維持する	全域の河川
	M-15	みえの食・安心安全確立推進事業 ・ 環境にやさしい農業を推進するため、環境負荷を低減した持続性の高い農業に取り組む生産者（エコファーマー）の認定を促進する ・ 農薬や化学肥料の低減、栽培履歴の公開等に取り組む「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」を推進する	全域
	M-16	コミュニティー家畜堆肥リサイクル推進事業 ・ 堆肥流通モデル地域を選定し、地域住民の理解や耕畜連携の強化による安定的・効率的な堆肥流通体制の確立と環境と調和のとれた畜産経営、資源循環型農業を推進する	全域
	M-17	農地・水・環境保全向上対策 ＜共同活動支援交付金＞ ・ 農地、用排水路等農業用施設及び地域環境の保全向上に資する共同活動を支援する	全域
	M-18	農地・水・環境保全向上対策 ＜営農活動支援交付金＞ ・ 農地、農業用施設及び地域環境の保全向上活動と一体的に、農薬及び化学肥料を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援する	全域
	M-19	宮川流域ルネサンス事業 ・ 宮川流域において、『清流や森林、渓谷、干潟などの豊かな自然の保全・再生』などを基本理念に掲げ、住民と行政が協働の精神のもと、互いの役割を明確にし、『宮川流域エコミュージアム』や『守ろう清流！宮川流域いっせいでチェック』など、多様な事業を展開している	宮川流域
	M-20	県営水環境整備事業 ・ 農業用水利施設の保管理を行う ・ 地域用水の有する多面的な機能の維持増進に資する施設の整備を行う ・ 農村地域の生活空間の質的に向上させる	木曾岬、笠田大溜、野代、大井田西部、長島中部、三行、津北部川添、中郷、立梅
海	M-21	閉鎖性海域再生のための漁場環境保全創造事業 ・ 干潟、浅場の造成及び再生を行う（①） ・ アマモ場の造成を行う（②） ・ 干潟・藻場等の調査、順応的管理等を実施する（③）	①松阪沖 ②伊勢市二見町沖 ③松阪沖、伊勢市二見町沖、津市御殿場沖
	M-22	干潟・藻場の回復・再生技術開発事業 ・ 生物生産性の高い干潟、藻場の回復・再生技術の開発を行う ・ すでに設置した干潟、藻場の長期的な調査及び浅場の実証的造成試験に取り組む	全域
	M-23	水産業による水質浄化機能の向上技術開発事業 ・ ノリの品種改良や養殖不能ノリ網の再生技術及びアサリ・ヤマトシジミ・ハマグリ等の二枚貝類の斃死防止技術の開発に取り組み、二枚貝・ノリの漁獲を通じて閉鎖性海域に流入あるいは堆積した栄養塩類の除去に貢献する	木曾三川河口干潟
	M-24	伊勢湾再生研究プロジェクト ・ 伊勢湾及び周辺陸域の環境保全と漁業生産活動が調和した新たな環境を創生するため、大学と県が連携し、環境保全と漁業資源の回復、地域の再開発・活性化を目的とした研究を行う	三重県の伊勢湾流域及び伊勢湾
	M-25	赤潮・底泥対策技術開発事業 ・ 貧酸素水塊とその発生原因である底泥の発生過程等について調査研究を進め、赤潮の発生防止技術や貧酸素水塊の伝播予測技術を開発する	全域
	M-26	港湾環境整備事業 ・ 市民と観光客が憩い・楽しみ・集う快適な空間を提供する港湾緑地を整備する	鳥羽マリンタウンプロジェクト：鳥羽佐田浜地区
	M-27	親水公園 ・ 津ヨットハーバーに接し、海岸は阿漕浦海水浴場に指定されている ・ トイレ、シャワー室もあり、市民が気軽に潮干狩りや海水浴を楽しめる	阿漕浦海浜公園
	M-28	侵食対策事業 ・ 安全で人々が快適に水辺に近づけるよう堤防の緩傾斜化を図る	宇治山田港海岸
	M-29	海岸美化ボランティア活動推進事業 ・ 海岸美化ボランティア活動の拡大及び海岸への愛護意識を高め、海岸美化を推進することを目的として、地域住民が自主的に実施する海岸の清掃等の活動に対して、消耗品及び保険料の負担等の支援を行う	鈴鹿市・津市、松阪市・伊勢市、鳥羽市・志摩市

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
人	M-30	多様な主体による森林づくり事業 ・ 森林づくりへの多様な主体の参画を促進するため、「企業の森」の取組をさらに進めるとともに、県民、NPO等の活動の場の確保や情報提供などの支援を行う	全域
	M-31	漁民の森づくり活動推進事業 ・ 豊かな森林が漁場を保全していることから、漁業者が森林整備の重要性を理解し、自らが行う森林の再生・植栽事業への取組の輪を広げるため、フィールド情報提供や資材費の支援を行う	全域
	M-32	みえ・川の健康診断事業 ・ 河川等において、水生生物による水質調査（観察会）を行う ・ 河川等に対する環境保全意識の高揚をはかる ・ 環境教育や環境学習の推進をはかる	全域
	M-33	環境学習パートナーシップ推進事業 ・ 地域における多様な環境学習の場づくり、人づくりとして、指導者養成や子ども向けの環境講座等の開催、環境活動団体との交流、参加型環境学習プログラムの提供や指導者の活動の場づくりなどで、県民の環境学習への意欲を増進する	全域
	M-34	地域から発信！環境教育実践事業 ・ 「三重県環境保全活動・環境教育基本方針」に基づき、学校、地域団体、事業者、行政など多様な主体による環境学習プログラムの策定や実践活動を通じて、地域における環境保全活動を促進する	全域
	M-35	農地・水・環境保全向上対策 ＜共同活動支援交付金＞ 【再掲：M-17】 ・ 農地、用排水路等農業用施設及び地域環境の保全向上に資する共同活動を支援する	全域
	M-36	農地・水・環境保全向上対策 ＜営農活動支援交付金＞ 【再掲：M-18】 ・ 農地、農業用施設及び地域環境の保全向上活動と一体的に、農薬及び化学肥料を大幅に低減するなど、地域でまとまって環境負荷を低減する先進的な営農活動を支援する	全域
	M-37	いきいき海の子浜づくり ・ 世代間の交流の場、自然・社会教育活動の場、マリンスポーツの場として利用しやすい海岸を創出する	宇治山田港海岸
	M-38	「みえのうみ」環境保全活動促進事業 ・ 「里海」伊勢湾を再生し、豊かな海の恵みを取り戻すために、山・川・海沿岸流域に関する情報収集・発信を強化する ・ 多様な主体と連携した流域の健康診断および保全策を実施する ・ 地域で活動の核として行動できる人材育成、や多様な主体が参加する流域ネットワークづくりを行う ・ 県民が主体となった海の環境保全に向けた取組を促進する	木曾三川河口干潟、高松干潟、員弁川流域、海蔵川流域、鈴鹿川流域、田中川河口干潟、河芸マリーナ、櫛田川流域、松名瀬干潟（アマモ場）、宮川流域、鳥羽答志島浮島、鳥羽生浦湾

名古屋市・名古屋港管理組合の施策



名古屋市市街化区域 :N-6,7(民間)
 名古屋市内全域 :N-1,2,3,4,5,7(公共),12,P-3
 名古屋市内・木曾川流域市町村内 :N-14

凡例	
-----	県境
■	流域
■	区分: 森
■	区分: 川
■	区分: 海
■	区分: 人
●	市町村、またはその広域を示す
●	特定の場所を示す

引き出し線は見やすくするため2種類(実線・点線)に分けた

【名古屋市】

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
森	P-1	木曾三川水源造成公社事業費貸付金	木曾三川水源地域
		・ 東海三県一市が協調して公社に資金を貸付け、木曾三川の水源地の森林を整備する	
川	N-1	下水道整備	<公共下水道事業> 全域
		・ 下水道の一部未整備地域の早期解消のため下水道の整備を進める	
	N-2	合流式下水道の改善	全域
		・ 合流式下水道の改善のため、雨水貯留施設、きょう雑物除去装置の設置及び雨水スクリーンの目幅縮小を行う	
	N-3	高度処理施設の導入	全域
		・ 公共用水域の水質保全のため高度処理施設の整備を推進する	
	N-4	河川等公共用水域水質監視	市内の環境基準点等
		・ 公共用水域及び地下水の水質常時監視を実施する	
N-5	工場・事業場排水規制	全域	
	・ 水質汚濁防止法に基づき、工場事業場の濃度規制、総量規制及び指導を実施する		
N-6	緑化地域の指定	市内市街化区域全域	
	・ 緑が不足している地域を都市計画で指定し、一定規模以上の敷地で建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける		
N-7	屋上・壁面緑化の推進	民間：市内市街化区域全域 公共：全域	
	・ 民間、公共建築物の屋上・壁面緑化の推進のための助成事業を実施する		
N-8	清流ルネッサンスⅡ	堀川	
	・ 堀川の水環境改善を行うため、河川事業（浚渫・河道内のゴミの除去等）、下水道事業（合流式下水道の改善等）、その他施策を実施する		
人	N-9	なごや東山の森づくり	なごや東山の森
		・ 環境と大交流の融合する舞台として、東山動植物園の再生を核に「なごや東山の森づくり」を市民・企業・行政のパートナーシップにより創出する	
	N-10	なごや西の森づくり	戸田川緑地（なごや西の森）
		・ 戸田川緑地において、市民・企業・行政のパートナーシップにより森を創出する	
	N-11	堀川市民調査	堀川
		・ 堀川の浄化施策の効果を市民の視線で、確認、評価することを目的に実施する ・ 活動を通じて水環境に対する市民の意識向上を図る	
	N-12	環境目標値市民モニタリング	市内水域
		・ 行政、市民が協力し、市内河川等の水質モニタリングを実施する ・ 水環境保全思想の普及啓発を図り、環境目標値の達成を目指す	
N-13	湧き水モニタリング	東部丘陵地域など	
	・ 市民とともに、水循環のひとつの指標となる湧き水の状況を把握し、「なごや水の環境活プラン」を推進する		
N-14	木曾川流域上下流交流	市内及び木曾川流域市町村内	
	・ 水源から伊勢湾までの流域のみなさまとの相互訪問の実施や、インターネットを使った交流を推進し、互いの理解を深める		
P-2	藤前干潟の保全と活用	藤前干潟周辺	
	・ 国、自治体、市民・NPO、学識経験者等で構成される協議会を通して、藤前干潟の保全・活用を推進する		
P-3	生物多様性条約第10回締約国会議の誘致推進	全域	
	・ 愛知県・名古屋市を国内候補地として日本へ招致することが閣議了解された「生物多様性条約第10回締約国会議」の誘致を推進する		

【名古屋港管理組合】

区分	No.	施策名	対象地域
		施策内容	
海	NP-1	港湾環境整備事業	中川運河地区緑地(中川口・堀止・昭和橋)
		・ 中川運河の中川口、堀止、昭和橋地区において、緑地(水辺空間を活用した親水プロムナード等)を整備する	

V. 行動計画のフォローアップ

本行動計画の推進にあたっては、目標の実現に向けて本行動計画(Plan) →施策の実施(Do)→モニタリング(Check) →フォローアップ(Action)を繰り返し、3年毎に行動計画の見直し(中間評価等)を行う。

また、PDCA サイクルによって本行動計画の目標を実現していくためには、スローガンをもとに、沿岸域及び流域の人々、NPO、企業及び大学等研究機関の多様な主体が協働・連携しながら伊勢湾の再生を推進することが大切である。

このため、フォローアップにより、各主体の取り組み状況を的確に把握するとともに、新たな知見やモニタリング結果等を今後の計画へ反映することで、伊勢湾再生の着実な推進に努めるものとする。

また、各機関、検討会等においては、これまでに実施及び今後予定されている施策を実行するとともに、必要に応じて本行動計画を具体化した推進プログラムを定める。

表6に行動計画のフォローアップ、中間評価・最終報告の予定を示す。

表6 フォローアップ、中間評価・最終報告の予定

フォローアップ	次の内容について、毎年度2回程度実施 ・ 各機関による行動計画の実施状況報告 ・ 行動計画推進にあたっての課題整理 ・ 汚濁機構解明等の研究成果報告
中間評価	2010年度(平成22年度) 2013年度(平成25年度)
最終報告	2017年度(平成29年度)

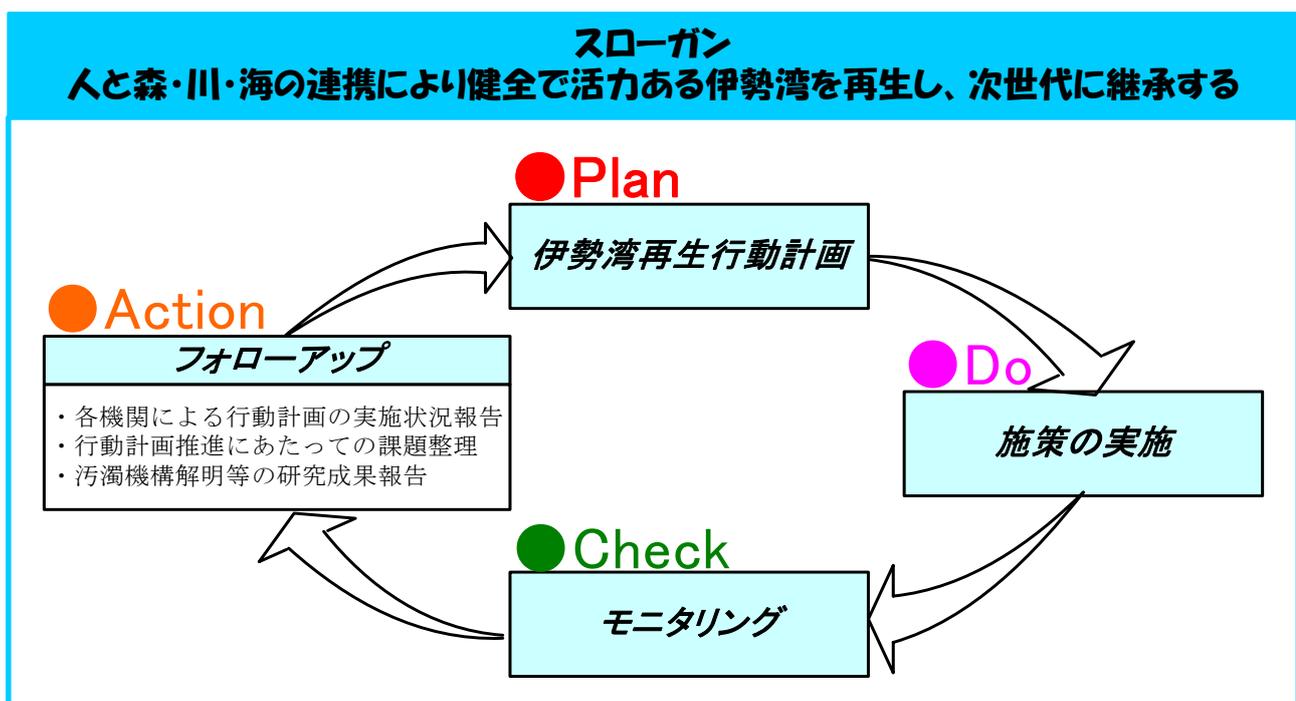


図19 PDCAサイクルによるフォローアップ

伊勢湾再生の目標

「伊勢湾の環境基準の達成を目指し、多様な生物が生息・生育する、人々が海と楽しく安全にふれあえる、美しく健全で活力ある伊勢湾の再生」

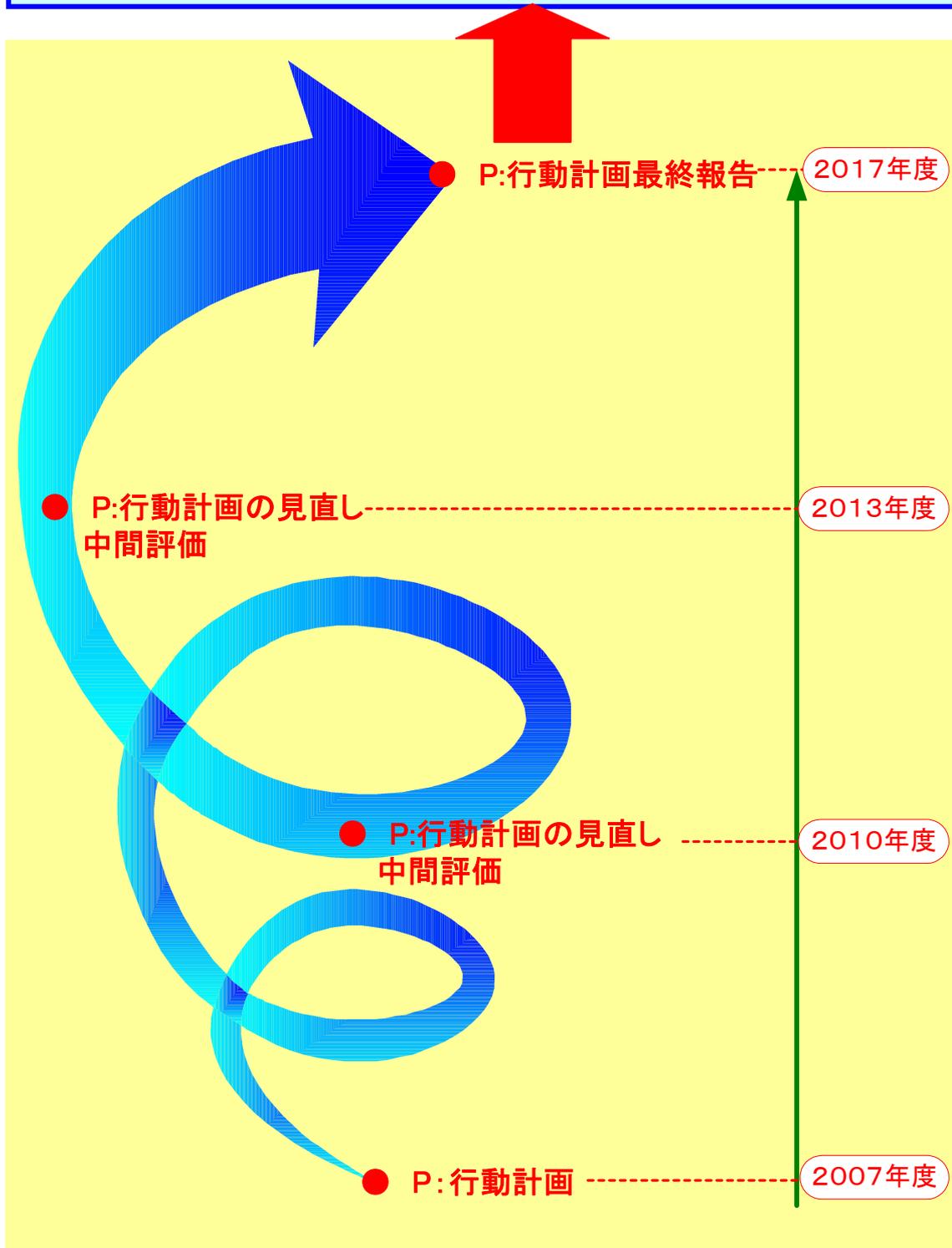


図 20 PDCA サイクルによる中間評価・最終報告

伊勢湾再生推進会議の構成
会議設立：平成18年2月2日

構成員：国土交通省中部地方整備局
海上保安庁第四管区海上保安本部
内閣官房都市再生本部事務局
農林水産省東海農政局
林野庁中部森林管理局
水産庁漁港漁場整備部
経済産業省中部経済産業局
環境省中部地方環境事務所
岐阜県
愛知県
三重県
名古屋市
名古屋港管理組合
四日市港管理組合